

平成17年6月14日

1. 出席議員

| | | | |
|------|-------|------|------|
| 1 番 | 徳村博紀 | 12 番 | 岩吉泰彦 |
| 2 番 | 伊東茂 | 13 番 | 井手常道 |
| 3 番 | 福井正 | 14 番 | 青木幸平 |
| 4 番 | 水頭喜弘 | 15 番 | 中村清 |
| 5 番 | 橋爪敏 | 16 番 | 谷口良隆 |
| 6 番 | 山口瑞枝 | 17 番 | 中島邦保 |
| 7 番 | 中村雄一郎 | 18 番 | 吉田正明 |
| 8 番 | 橋川宏彰 | 19 番 | 谷川清太 |
| 9 番 | 森田峰敏 | 20 番 | 松尾征子 |
| 10 番 | 北原慎也 | 21 番 | 中西裕司 |
| 11 番 | 寺山富子 | 22 番 | 小池幸照 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 田中義明 |
| 局長補佐 | 坂本芳正 |
| 管理係長 | 迎英昭 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | | | | | |
|------------------------------------|---|-------|---|-----|-----|
| 市 | 長 | 桑 | 原 | 允 | 彦 |
| 助 | 役 | 出 | 村 | 素 | 明 |
| 総 務 部 | 長 | 唐 | 島 | | 稔 |
| 市 民 部 | 長 | 坂 | 本 | 博 | 昭 |
| 産 業 部 | 長 | 山 | 本 | 克 | 樹 |
| 建 設 環 境 部 | 長 | 江 | 頭 | 毅 | 一 郎 |
| 企 画 課 | 長 | 北 | 村 | 建 | 治 |
| 総 務 課 | 長 | 北 | 村 | 和 | 博 |
| 財 政 課 | 長 | 藤 | 田 | 洋 | 一 郎 |
| 市 民 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | | 中 | 村 | 和 | 典 |
| 税 務 課 長 | | 北 御 門 | | 敏 | 則 |
| 福 祉 事 務 所 長 | | 迎 | | 和 | 泉 |
| 保 險 健 康 課 長 | | 井 | 手 | 讓 | 二 |
| 農 林 水 産 課 長 | | 平 | 石 | 和 | 弘 |
| 商 工 観 光 課 長 | | 福 | 岡 | 俊 | 剛 |
| 都 市 建 設 課 長 | | 中 | 川 | | 宏 |
| 環 境 下 水 道 課 長 | | 藤 | 家 | 敏 | 昭 |
| ま ち な み 活 性 課 長 | | 松 | 浦 | | 勉 |
| 水 道 課 長 | | 井 | 手 | 清 | 治 |
| 会 計 課 長 | | 森 | | 久 | 幸 |
| 教 育 長 | | 小 野 原 | | 利 | 幸 |
| 教 育 次 長 兼 庶 務 課 長 | | 中 | 橋 | 孝 司 | 郎 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 | | 中 | 村 | 博 | 之 |
| 同 和 対 策 課 長 兼 生 涯 学 習 課 参 事 | | 谷 | 口 | 秀 | 男 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | | 一 ノ 瀬 | | 健 | 二 |
| 監 査 委 員 | | 江 | 口 | | 徹 |

平成17年6月14日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1

一般質問（通告順による）

平成17年鹿島市議会6月定例会一般質問通告書

| 順番 | 議 員 名 | 質 問 要 旨 |
|----|------------|---|
| 1 | 20 松 尾 征 子 | <p>1. 地域経済活性化のために。 (1) 住宅リフォーム助成制度について。</p> <p>2. 地震対策について。 (1) 地震発生時市民への情報徹底について。 (2) 先の地震発生時鹿島市は震度について正式数字を 発表できなかった。その後震度計はどうなっ ているのか。 (3) 地震時の避難場所と市民への徹底について。 (4) 災害発生時の心得帳を市民に配布することにつ いて。 (5) 学校施設をはじめ福祉施設、市民すべての避難訓 練は。 (6) 緊急用具、緊急生活用品の各家庭常備について。</p> <p>3. 少子化対策について。 (1) 安心して子どもを生むことが出来るように ① 職場や労働時間の問題。 ② お産費用等経済的負担の問題。 (2) 安心して子どもを育てる環境づくりを。 ① 乳幼児医療費無料制度。 ② 保育料金について。 ③ 学童保育所の充実及び増設。</p> <p>4. 「障害者自立支援法案」が障害者の生活にもたらすも のは。</p> <p>5. 介護保険制度「見直し」に市はどのように対応するの か。 (1) 施設利用者の、食費、住居費全額自己負担につ いて。 (2) 地域包括センターについて。</p> |
| 2 | 2 伊 東 茂 | <p>1. 合併破綻による鹿島市の未来像について。 (1) 二市四町案から太良町との合併協議までに要した 時間と経費について。 (2) 市民の期待を裏切る結果をどのように受け止めて いるのか。 (3) 合併議論が終了し、結果として何を達成することが できたのか。 (4) 今後「まちづくり計画」の見直しについて。 (5) 魅力ある夢の持てる鹿島市の実現に向けて。</p> |

| 順番 | 議 員 名 | 質 問 要 旨 |
|----|-----------|---|
| 2 | 2 伊 東 茂 | <p>2. 農業振興による農畜産物の鹿島ブランド化について。</p> <p>(1) 農産・畜産・果樹・野菜・花の出荷、販売状況。</p> <p>(2) 鹿島産ブランド化の取り組みについて。</p> <p>(3) 食品メーカーとのタイアップ及び契約事業について。</p> <p>3. 情報化社会への対応について。</p> <p>(1) 鹿島市ホームページの活用について。</p> <p>(2) 会員制によるメールでのイベント情報・緊急通報。</p> |
| 3 | 3 福 井 正 | <p>1. 鹿島市の防災対策について。</p> <p>(1) 通報体制について。</p> <p>① 地震計の更新は。</p> <p>② 防災無線の改善策は</p> <p>③ ケーブルテレビを通報手段として使えないか。</p> <p>④ 新たな通報手段を整備する考えはないか。</p> <p>(2) 災害時の対策について。</p> <p>① 大水害、地震などの災害時の避難対策は。</p> <p>② 災害時の水、食料、医薬品などの備蓄対策は。</p> <p>③ 災害時の県や近隣自治体との連携、協力体制は。</p> <p>2. 207号バイパスの沿線周辺開発について。</p> <p>(1) 農振地の指定解除について。</p> <p>① 指定解除の時期は。</p> <p>② 指定解除後の農地転用意向調査は。</p> <p>(2) 207号バイパス沿線の市の開発計画があるのか。</p> <p>(3) 市としては農地としての活用か、他の開発を考えているのか</p> |
| 4 | 6 山 口 瑞 枝 | <p>1. 介護保険について。</p> <p>(1) 改正案による介護給付費の利用者負担増とサービスについて。</p> <p>(2) 「要支援」「要介護1」の認定者の新予防給付への移行に伴う問題点。</p> <p>(3) 特定入所者認定証の申請について。</p> <p>(4) 利用者負担増による生活保護世帯増への懸念。</p> <p>2. 個人情報保護法について。</p> <p>(1) 本市の全般的な対応策。</p> <p>(2) 学校の対応。</p> <p>① 試験の結果を学年、学級通信に掲載の場合。</p> <p>② 卒業アルバムに住所録掲載の場合。</p> <p>③ 家庭調査票の作成。</p> <p>④ 私物パソコン持ち込みによる情報保存は。</p> <p>⑤ 学校ホームページ開設、公開する場合。</p> <p>⑥ 緊急連絡網作成時における氏名、住所、電話番号の情報掲載は。</p> |

| 順番 | 議員名 | 質問要旨 |
|----|----------|--|
| 4 | 6 山口 瑞 枝 | 3.本市の農業施策について。 (1) 農業助成直接支払い制度について。 ① 集落営農と認定農業者の体制づくりは。 |

午前9時59分

○議長（小池幸照君）

おはようございます。開会に先立ちまして申し上げます。きょうは傍聴の方はいらっしゃいませんが、傍聴の皆様、ケーブルテレビをごらんの皆様にお知らせをいたします。

6月定例会より議案審議の状況も放映し、本会議の全日程について放映することになりました。

次に、一般質問の質問方法については、12月議会までは試行期間として、議員の希望により、今までの質問方法に一問一答方式を加え、発言席から質問する対面方式も取り入れています。質問時間も80分と短くし、質問時間終了10分前にベルを1回、5分前にベルを2回鳴らします。

以上で一般質問方法等の変更についてのお知らせを終わります。

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小池幸照君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

まず、20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいま議長の方から報告がありましたように、今回の一般質問、今回から方法が変わるわけで、特に時間が20分縮小されるという方向づけですが、私としましては、議員は十分に時間をかけて論議をするということが望ましいという気持ちを持っているところです。

さて、今、国会では憲法問題やら郵政民営化、そして介護や障害者の問題など、いろんな問題が論議をされております。そして、会期を延長してでも何としても今出されている法案を通そうというような動きが非常に強まっているわけですが、特に私たち鹿島市にとっては今何が一番重要かと言えば長崎本線存続の問題で、いよいよ最終段階に来たんじゃないかと

思います。県は、何が何でも新幹線ありきの考えで協議の再開を始めておりますが、鉄道局長や国土交通大臣の並行在来線と言われる沿線自治体すべての同意文書がなければ新幹線の建設はできないという、この国会答弁を力に、私たちは今こそ市民が一丸となって、この目標に向かって頑張るときではないかと思ひますし、私もその先頭に頑張っていきたいと思ひます。

時間が短いので、いろいろは申しません。通告に従って質問に入りたいと思ひます。

まず、地域経済活性化のためにということで、住宅リフォーム制度助成の問題です。

この問題については、関連したことがきのうも佐賀市でシンポジウムなども行われております。今、いつ抜け出せるかわからないというふうな不況の中で、建設業に携わる人たちが、仕事がない、何とかならないかという声、依然として続いています。ところが、このような中で、全国的にはリフォーム市場規模は今5兆4,000億円と言われております。この数字は、2003年住宅リフォーム紛争処理支援センターの調査によるものだそうです。5,000千円未満の建設工事はだれもが参入できるということで、訪問販売業者が簡単に参入しているということです。

11日の新聞には、訪問販売によるリフォーム被害が報道されておりましたので、皆さんもお読みになったと思ひますが、今皆さんのお手元に資料として出しておりますが、裏面を見ただければわかると思ひますがね。例えば、佐賀新聞の11日には、26件15,000千円の工事契約ということで、宮崎県小林市の76歳の女性と死亡した認知症の夫が、5年間にリフォーム業者らと26件の工事契約などを結び、約15,000千円のローンを抱える事態となっていたということが報道されております。また、その下には、これは11日の新聞赤旗から取りましたが、「訪問リフォーム被害相次ぎ発覚」ということで、熊本県内に住む認知症の症状がある70代の母親と精神障害がある40代の娘が、5年間に14社と約13,000千円の住宅リフォームなどの契約を結び、代金が払えなくなったことがわかったというふうな記事ですね。2人の年金収入は月140千円ですが、毎月約200千円が口座から引き落とされ、既に6,000千円がもう支払われていたという記事。さらには、埼玉県川越市の70代のひとり暮らしの女性が2002年2月から4月にかけて、自宅に少なくとも15,000千円を上回る不要なリフォーム工事をされていたという記事ですね。最後のところには、同県富士見市に住む認知症の姉妹が19業者に総額50,000千円の契約を結ばれ、全財産を失って問題になったということが書かれております。

特に訪問販売について、私は以前の議会でも取り上げましたが、住宅だけでなく、浄水器とか、いろいろなもので鹿島市でもこういう事態というのは珍しくなく続いています。このことは、申しますように、鹿島市においても同じことですが、例えば、手抜き工事がしてあるから直さなくては家がもたない、外壁を修理しないと家が傷むなどと言ってローンの契約を結ぶということ、私がつかんだだけでも数件あります。早くキャッチができたものについて

はキャンセルをして対応してきましたが、そうでない人についてはなかなか大変です。年金から生活費も残らないようにローンを引かれたお年寄りの方もいらっしゃいましたが、このような方は月の払いを減らしてもらうなどの対応をしてきました。ただ、このようなお年寄りは、自分が被害に遭ったということに気づかない人がほとんどです。そして、これに携わった業者は、すべてと言っていいくらい市外や、特に県外の業者の人です。

このようなとき、今地域経済を少しでも活性化させていくための一つともあわせて、住宅リフォームに対する補助制度をつくることを私は提案したいと思います。既に全国的にも広がりつつありますが、ある自治体では100千円以上の工事をすれば工事費の10%を補助するそうです。そして、補助の限度額は100千円ということです。もちろん、工事の発注は地元の業者に頼むというのが条件だということです。既に取り組んでいる自治体では、被害の減少はもちろんですが、地元経済の活性化にも大きな力になっているということを聞いております。もちろん、補助率についてはそれぞれの自治体によりまちまちのようですが、鹿島市でもぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

次に、地震対策について質問いたします。

3月20日、私たちにとっては初めての大きな地震がありました。地震が発生したとき、私はちょうど自宅におりました。大きな揺れの中で、一瞬どうしたらいいのか考えました。外に出ようかと思いましたが、外に出たら危ないと思ったと同時に、「クロベエ」と犬の名前を呼んでおりました。テレビの前に座り、飛んできた犬をしっかりと抱いて、揺れの落ちつくのを待ちました。ほんの一瞬の出来事でした。すぐにテレビの臨時ニュースでは地震発生を流し、各地の震度を流しました。鹿島市周辺の震度が次々と流れましたが、鹿島市については流れません。私は、ひとり暮らしのお年寄りや障害者の方が心配で、車を走らせようとしたのですが、鹿島市の状況がつかめないことと、自分自身の地震に対する知識がないことで、外に出るのをためらいました。ですから、私は心配で次々と電話を入れました。ところが、電話がかかりません。時間がたってから町に出て、皆さんの声を聞いたり、町の様子を見ました。屋根がわらが飛んだりブロック塀が倒れたり、あるお宅では家の中の調度品ががらがらに倒れたところなど、多くの被害が出ておりました。

皆さんから、地震発生直後の情報が全くわからなかった。テレビで周りの町の震度は流れているのに、鹿島市はどうしたのか。何のために防災無線がついているのか、また、広報車を回してでも情報を伝えるべきだと厳しいおしかりを受けました。また、ある方は、これぐらいで済んだのでよかったんだが、もう少しひどかったら、どこに逃げたらいいのかということです。私自身も発生と同時に、どのような行動をとったからよいか、一瞬戸惑いましたが、多くの人たちがそうだったようです。

最近、私は何人かの人に聞いてみました。「今ひどい揺れが来たらどうするの」その質問に対して、外に飛び出すという人、布団をひっかぶると言われました。テーブルの下にかご

むとおっしゃいました。どがんでよかかわからんと答えられました。いろんな答えが返ってきました。水害や火災が起きたときは、ある程度の知識の持ち合わせはあっても、地震発生については、私を含めて全くと言っていいほど知識の持ち合わせがない人が多いと思いました。これからもひどい地震が起きたとき、市民の皆さんが安心して対応できるように、次のことをお尋ねしたいと思います。

まず、地震発生時、市民への情報の徹底について。これは防災無線などもありますし、それから広報車を回すということもできると思いますが、直ちに取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2番目、さきの地震発生時は、鹿島市は震度について正式数字を発表できなかった。それは震度計に問題があるということですが、その震度計について、その後どう対応されているのか。震度がどれくらいということで、私たちがどうするということはできませんが、ある程度のめどがあることで市民は落ちつきもしますし、対応もできると思いますが、その点についてお知らせください。

次に、地震時の避難場所と市民への徹底について、どのようにお考えになっているかということ。

さらに、災害発生時の心得帳といいますか、今回も私自身も戸惑いましたが、もし地震が発生したときにはどういう対応をしなければいけない、どこに逃げなくてはいけないなどを書いた心得帳といいますか、そういうのを市民に配布する必要があるのではないかと私は思いますが、この点についてお答えください。

5番目に、学校施設を初め福祉施設、市民すべての避難訓練などをやはりやる必要があるのではないかと思います。その点についていかがお考えでしょうか。

最後になりますが、緊急用具、緊急生活用品の各家庭への常備についてです。ほかの地域で地震が今たくさん発生して、そういう地震時の緊急用具などがデパートなどでも非常に売れているというのを聞きますが、やはり最低限のものは各家庭に常備する必要があると思いますが、この点についていかがでしょうか、お答えをください。

次、3番目、少子化対策についてです。

これまでも少子化対策という言葉は何度も叫ばれ続けてきました。そして、これもつい最近のことではありません。しかし、少子化傾向はひどくなるばかりではないでしょうか。鹿島市においても、これまでも第4次鹿島市総合計画において少子・高齢化対策を重点プロジェクトと位置づけてエンゼルプランなどを策定されてきましたが、少子化は進行するばかりだと思います。また今回、鹿島市次世代育成支援行動計画がつけられました。ちょうど今回の一般質問を通告したときに、私もこの計画書をもりました。行動計画の表紙には「のびのび、健やか、心豊かな子どもが育つ・育てるまち“かしま” みんなが“人が輝くまち”をめざして」と書かれています。

行動計画書を見ますと、いろんなことが書かれておりますが、特に女性の晩婚化が問題として取り上げてありますが、私はここは非常に重要だと思いました。未婚率が平成12年、20から24歳で82.3%、25から29歳まで50.9%、30歳から34歳まで22.1%、35歳から39歳までが11.5%という数字がこの計画書の中に書かれております。ただ、計画書には男性の未婚率は出ておりません。しかし、全国的には男性の未婚率も非常に高くなっているそうです。そして、その要因は、いろいろあるけど、その一つが、若者の雇用の悪化だと言われております。

内閣府の少子化社会白書は、正社員に比べ年収が低く、3分の1にすぎないフリーターの増大が、男女ともに結婚にマイナスへの作用をしていると述べています。5年前の政府の調査では、男性の場合、常用雇用に比べ臨時雇用の未婚率が高くなっているということです。女性の場合は逆に、既婚者がパートで働く場合が多く、常用雇用の未婚率が高いそうですが、最近ではフリーターは正社員に比べ既婚率が低くなる異変が起きていると聞いています。ちなみに、フリーターが結婚する場合は、男性で正社員の4ないし6割、女性で6ないし8割ということです。フリーターが結婚できないことで、生まれる子供の数は毎年最大で26万人も少なくなっていると試算をされていると聞いております。もちろん、フリーターの7割が正社員を希望していると言いますから、このことを解決することが今大切ではないでしょうか。

鹿島市の雇用状況を見ますと、よほどのところでない限り、常用雇用と言える状況ではありません。給与にしたって、月給と言っても日給月給、そしてそれは最低賃金ぎりぎりです。雇用時間にしてもそうです。夕方5時から6時、両親とも家に帰って家族そろって食事のとれる家庭が果たしてどれだけあるでしょう。さらに、育児休暇の問題などもまだまだ解決されておられません。

聞きますと、外国での少子化対策に取り組んで、その成果を出したところでは、本当に人間らしい生活と労働の保障がなされたところで少子化を食い止める力になっていると聞いております。特にスウェーデンなどがその大きなところだと書いてありました。

具体的にお尋ねをしたいと思います。まず、職場労働時間の問題を含め、安心して結婚をし子供が産めるようにするために、行政として具体的にどのような取り組みが必要だとお考えでしょうか。この計画書の中にも、それに関連するようなことが書かれておりますね。23ページには、経済的支援の充実、子供を産み育てる経済基盤の充実などというのが書かれておりますが、この辺について具体的に御答弁いただきたいと思っております。

さて、子供ができて、お産費用は当然ですが、準備などにも非常にお金がかかります。そういうことで、せっかく授かっても処分をするという現実があります。子供ができたときは、本当に多くの人たちが喜ぶわけですが、現実に戻るとそういう事態があるわけです。

二、三日前、私は驚きました。テレビのニュースで、自民党の国会議員の若手の人が、今お産費用が300千円要るけど、600千円ぐらいにすぎどがんかというような(67ページで

訂正)、そういう提案がされていたというのを私はニュースで聞いて驚きましたが、私は全くそれとは逆で、お産費用に対して、もっと安くできるように、そういう補助制度をつくらせていただきたい。準備にもいろんなのが要りますので、私はぜひお産をしやすいようにしていただきたいと思うんです。国保で一応産まれた後、育児資金が出ておりますね。そして、これは一昨年でしたか、前借り制度もできましたが、それだけでは到底十分でないという状況です。例えば、15年度で生まれた子供が300人弱ですね、資料を見ますと。だから、例えば、50千円の補助を出したとして13,000千円程度のお金が必要ですね。100千円として26,000千円程度ですが、私はこの少子化対策に対しては、一番問題は経済的な問題を根本的に解決するのが大事だと思っておりますので、こういう提案をいたしておりますが、お答えください。

さて次ですが、この問題は私が一貫して取り上げてきております乳幼児の医療費の無料制度の問題です。

いろいろ言う前に、皆さんのお手元に、これも資料を出しておりますが、出生率が伸びた村ということで、これは長野県の下條村ですか、ここでは人口4,200人余りだということですが、ここは二つの取り組みがされているわけですね。一つは、格安の村営住宅、それと中学3年までの医療費無料制度ですね。ここには、記事に書かれておりますが、若者定住を促進するために、茶褐色のタイルに覆われた3階建てマンションが建っているということ。村が建設してきた若者定住住宅の村営住宅だそうです。1戸建ての住宅を含めると168戸にもなりますと。部屋の広さは2LDK、63平方メートル、家賃は36千円。隣の市で同じような条件の部屋を借りようと思えば、倍の家賃になるということですね。そしてさらには、ここでは子供の医療費無料化を段階的に充実し、2004年度からは中学生まで広げました。しかも、全国どこの病院でもかかれるということだそうです。そして、1965年に4,500人を超えていた人口が1991年には3,800人台に減ってしまい、1990年から若者定住促進住宅の建設を始め、昨年は35年ぶりに4,200人の大台を回復。全人口に占める若者、14歳までの割合を17%と、県内で一番子供の比率が高い村になりましたということですね。こういういろんな取り組みをされています。

もちろん、その財源を生み出すためには、その一番下の方に書いてありますが、財源の健全な運営のためにいろんな取り組みをされておりますが、このようにして福祉の制度がよくなることによって、周辺からの移住者というのが非常に。この問題については、ここだけでなく、以前、私は、中学までの医療費無料にされた、その事例を出して、建設業界が非常に活性化したという話をしたこともあります。このことを考えますと、鹿島市でもぜひ、とりあえずは小学校に上がるまでの医療費無料制度を早急に実現していただきたいと思いますが、その点についてお答えください。

次に、保育料金です。

この資料によりますと、16年度、ゼロ歳児が32名です。私は、子供は鹿島の宝として、思い切ってゼロ歳児に関しては鹿島市が見るということで無料にしてはいいかと思いますが、お答えください。

さて最後です。学童保育所です。

行動計画では、今3カ所を7カ所にして、利用を200人にすると書いてありますが、具体的にいつの段階でどこに取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、障害者自立支援法の問題です。

今、国会において障害者の自立支援法案が審議をされております。そして、この法案は、介護保険の改正とともに、何としてもこの国会で通過させようというような動きがあるようですが、この問題を見てみますと、一番心配なのは、障害者の福祉サービス利用負担を所得に応じた応能負担からサービス量に応じた応益負担に変え、そして利用者に原則1割の負担を求めるといふのだそうです。この法案について中身が明らかになればなるほど、多くの障害を持つ人から不安と怒りの声が上がっています。障害を持つ人の中には、すべてをだれかの手をかりなければ地域で暮らすことができない人など、非常に多いわけです。今そのような人たちは、ヘルパーを利用するなどして日々の生活、社会参加をしておられますが、しかし、今回の法は、この自立支援法は呼び名だけで、実際には自立どころか、自立できなくなる、逆に家の中に閉じこもってしまうというようなことになるんだというようなことで、今全国でもいろんな運動も起きております。

これはまだ具体的に法も施行されておりませんが、これからの取り組みになると思いますが、特に障害を持つ人は、自分たちで、障害年金以外で、よっぽどの人でない限り、ほかに収入の道を得ることができないんです。その中から今でもやっと生活をさせていらっしゃるというような中で、これ以上負担がふえればどうなるだろうかというような心配が出てくるのは当然のことだと思います。私は一番いいことは、今なされようとしている、この支援法案が廃案に持ち込まれることが一番望ましいと思いますし、全国で障害者を中心にしてその運動も起きているところですが、この法案に対して行政としてどのように受けとめられているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、介護保険制度の見直しです。

これは私もこれまで議会で3月、12月ですか、取り上げてきましたし、その中で具体的な数値も上げてきましたが、まだ法が制定されていないというふうなことで、具体的なことも出ておりませんが、ただ、これも明らかになればなるほど、今、介護保険を利用されている人はもちろんですが、その御家庭の人たちが非常に心配をされているわけです。特に居住費や食費を負担しなくていけないというようなことが言われておりますのでね。特に私は、まだ法が制定されていないにもかかわらず、6月1日の市報に、皆さんもごらんになったと思いますが、17年10月から施設サービスなどの利用者負担が見直されると書かれているので

すよね。だから、こういうのをごらんになった人たちが、どうなるだろうかという非常な心配をされております。私はやはりこの辺について、行政が具体的にどのようなようにお考えになっているのかということ、そして実際に法が今のままで施行されていくということになれば、介護を受けている人たちにどのような影響が出るかなという心配を皆さんと同じようにするものですが、その辺についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

さて最後になりますが、私たちは文教委員会で、つい先ほど、鹿島市にあるデイサービスの施設を回りました。特に感じましたのは、本当に小規模の施設に働く人たちが、まさにボランティアと言っていいような形で一生懸命高齢者の方たちのお世話をされている姿を見てまいりましたが、今のままでも小規模の施設というのは非常に大変な問題があると思っておりますが、同時に、今回もしこの介護保険法の改正案が通るとすれば、ますます小規模のところは経営が大変になっていくんじゃないかなという気が私はしております。特に回っている中で、小規模のところの利用者というのは数が減っているんですね。例えば、吹上荘でもそうでしたけど、責任者の人に人数が減ったのはどうしてなんですかと聞いたんですね。やっぱり今の制度に問題があるということですね。減少せざるを得ないというような今の制度に問題があると。

そういう中で、今度の制度改正の中で、地域包括支援センターということが提起をされておりますが、私はそういう問題に対しては、この地域包括支援センターが本当にうまく利用していけば、小さな施設であろうと大きな施設であろうと公平に取り組みができていくということで、特にこの地域包括支援センターについては窓口を市に置くことが可能となるわけで、私は以前もちょっと触れたと思いますが、この問題についてどのように行政として取り組んでいこうとされているのかですね。ほかにもいろいろ問題がありますが、今回回ってみて、そういう小規模のいろんな問題を見て、私は特にさらにこのことについては強く感じましたので、その点だけ特別とらえて質問をしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の1項目めの質問の中の消費者保護の立場から一応お答えを申し上げます。

住宅リフォームとか工事・建築関係の苦情についての相談窓口でございますけれども、消費生活苦情相談がございます。鹿島市におきましては月6回、相談窓口を開催いたしております。県のアバンセにおきましては、月曜以外でございますけれども、電話とか窓口の相談を行われております。

件数につきましてでございますけれども、平成15年度が1万2,214件の中で117件が工事・建築関係の苦情でございます。これが上位から言いますと、9位にランクされております。

す。それから平成16年度、これは1月末でございますけれども、1万3,363件中116件ございます。これはランクでは8位にランクいたしております。

また、佐賀県建築士会主催の佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる相談もあっております。これにつきましては、相談のチラシを地区の回覧をいたしております。防止対策としては、啓発活動、広報活動が重要だと考えておりますが、また地域の方や家族の方の協力が必要でございます。防犯チラシの配布、それから駐在所からの防犯速報、防犯協会からの呼びかけ等もあっております。

鹿島市で行っているものでございますけれども、チラシの回覧は昨年は2回行っております。それから市報の掲載は本年度は4月16日号でございますけれども、悪質商法の防止を行っております。また、生涯学習課主催の生涯学習まちづくり出前講座の中に「気をつけよう悪徳商法」というような講座もございまして、こういったものを利用して悪徳商法からの被害防止を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

江頭建設環境部長。

○建設環境部長（江頭毅一郎君）

20番松尾議員の住宅リフォーム助成制度につきましての御質問にお答えをいたしたいと思っておりますが、ただいま議員申されました高齢者、知的障害者等をターゲットにいたしました市外、それから県外、そういうところからの商法の業者が横行をしているということにつきましては承知をいたしておりますが、特に訪問リフォーム商法の背景というものがございまして、低額の工事につきましては建築業法上の許可等が要らないということもございまして、また、だれにでも簡単に商売ができるというようなこともございます。特に、アンケートをとりますと、リフォームをしたいというような答えが皆様方から返ってまいります。このようなことがございまして、このような商法がはびこる原因があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

このことに対しまして、予防措置等も含めまして対応策はということがただいま課長の方からございましたが、市内業者の育成、あるいは雇用の創出、それから経済効果ということで住宅リフォームの助成制度をというような御質問であろうかと思いますが、現在、鹿島市におきましては住宅リフォームの助成というものは行っておりません。しかしながら、直接助成制度とは関係はございませんが、市内業者の育成、経済効果の観点という面から、小規模修繕工事制度というものの実施を昨年からいたしております。その確立を現在努めているところでございます。この制度につきましては、登録制ということをとっております。今後、この事業を進めていく中で推移を見きわめていきたいと、そういうふうに考えております。

住宅リフォームの助成制度につきましては、県内では障害者や高齢者の方のための住宅の補助、こういう制度はございますけれども、一般的なリフォームにつきましては制度導入というのがございません。県内の他市の取り組み状況も考慮をする必要はあるのではなかろうかと思えますし、また、住宅事情全般を見ていく必要があるのではないかと思います。そのようなことで、すぐに実施ということにつきましては困難ではないかと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

20番の松尾議員の御質問にお答えをいたします。

地震対策につきまして6点の御質問がなされました。

まず最初の、市民への情報徹底についてという御質問にお答えをいたします。

まず、鹿島市の災害対策マニュアルにおきましては、震度3の地震発生で災害対策連絡室を設置ということで、警察とか消防等の関係機関との連絡、情報収集を図ることにしております。震度4の地震発生では、災害対策本部を設置し、報道機関等への情報提供、道路、河川、水路等のパトロール、地すべり、がけ崩れ等の情報収集、農林水産施設等の被害情報収集などとなっております。震度5以上の地震発生では、避難所の開設、避難勧告の決定、医療機関からの被害情報の調査などの業務が生じてまいります。この基準につきましては、佐賀県の災害情報連絡室、災害警戒本部の設置基準と同様にいたしております。

3月20日の福岡県の西方沖地震につきましては、震度3程度ということで災害対策連絡室を設置したところでございます。

ところで、今後は、3月20日の福岡県西方沖地震の際の情報伝達不足の反省を踏まえまして、市民への情報提供につきましては、議員が先ほど申されました防災行政無線の活用、広報車による広報活動、ケーブルテレビや市のホームページによります情報伝達を実施してまいります。

2番目の、その後の地震計はどうなっているかという御質問でございます。

鹿島市の地震の震度がテレビ、ラジオ、新聞等で報道されないことに関しまして、地震発生たびに市民の皆様は動揺、不安を募らせていることに対しまして、まずおわびを申し上げたいと思います。

鹿島市に設置している震度計につきましては、地震の際の加速度波計を記録するものということで、これは横揺れに対応する機械となっております。地震は、縦揺れ、横揺れの両方あるということで、正式なデータとしては発表できるものではないと言われております。この理由につきましては、4月1日号の市報で市民の皆様は御説明をいたしたところでござい

ます。

この地震計の取り扱いにつきまして、鹿島市と同様に報道されない伊万里市とともに連携をとりながら、3月22日、そして5月2日に、県と佐賀気象台の方に両市長の連名による要望書の提出をいたしております。この要望書につきましては、地震計の更新と、更新までの間は非公式、参考値としてでもテレビ等で公表、報道をしてほしいという内容の要望であります。その際、県の担当者は、県も財政的に厳しい状況であるので、十分に鹿島市と伊万里市のことは理解することができるということで、今後も両市と共同歩調をとりながら努力をしていきたいとの返事をいただいております。この努力といいますのは、国への予算要望、マスコミ等への情報伝達、そして気象庁への要望活動ということと理解をいたしております。このことを受けまして、県では平成18年度の国への政府予算に対する提案の中で、佐賀県の全市町村の震度を公表してほしいという項目も含まれておりまして、当面はこの推移を見守っていききたいというふうに考えているところでございます。県の方では4月20日の地震の際から、市のホームページによります公表をしていただいております。

3番目の避難場所と市民への徹底ということでございます。

避難場所につきましては、鹿島地区で14カ所、北鹿島地区で7カ所、能古見地区で4カ所、古枝地区で4カ所、浜地区で5カ所、七浦地区7カ所の合計41カ所のほかに、各自治公民館を避難場所としての指定をいたしております。この避難場所につきましては、平成14年度に各世帯に配布をしております「わが家の防災ハンドブック」の中で、避難場所一覧を掲載しておりまして、現在、新たな追加を含めまして見直しを行っておりまして、関係者との協議が調い次第、早急に市民の皆様にお知らせをいたします。

4番目の、災害発生時の心得帳を市民に配布をという御質問でございます。

先ほど申し上げました「わが家の防災ハンドブック いざというときあわてない防災まるわかり読本」という冊子でございます。ここに現物を持ってきております。この保存版の冊子でございますが、これは平成14年度に佐賀県が作成をいたしまして各世帯に配布したハンドブックでございます。台風、大雨、高潮、地震、火災、避難などについて、あらゆる災害を想定した心構えから準備品を掲載したハンドブックでございます。この中にも鹿島市における避難場所の一覧表を掲載しておりまして、この冊子につきましては平成14年度に県の方で各世帯に全戸配布をいたしている資料でございます。心得帳ということで、各世帯に行っていると思いますので、もう一度このハンドブックを見ていただいて、自分の近くの避難場所、また勤務近くの避難場所等の再確認をお願いしたいというふうに思っているところでございます。また、市のホームページにおきまして、避難場所等、防災に対する心構え等をホームページでも掲載をいたしております。

学校施設を初め福祉施設、市民すべての避難訓練はということでございます。

佐賀県内におきましては、これまでに発生した地震のほとんどは震度3以下ということで、

地震が少ない地域という認識がありました。しかし、3月20日の福岡県の西方沖を震源地とする地震によりまして佐賀県で初めて震度6弱を記録したということで、最近の地震の発生状況から見ても、いつどこで発生するのか予測ができないということで、日ごろからの備えが重要となってきております。

鹿島市の体制ということで、震度3では連絡室の設置、震度4で対策本部の設置というマニュアル策定をいたしておりますが、正直なところ、地震を想定した訓練は市の職員を初め実施したことがございません。いざ地震の災害時に対応ができるのかという不安を確かに持ってございまして、訓練の実施につきましては大きな課題ととらえてございまして、今後、警察、消防等の関係機関と区長会も含めまして相談をしながら、検討していきたいというふうに考えております。

学校施設での地震対策といたしましては、昨年度は小学校の4校が実施をいたしております。17年度につきましては、小学校7校のすべて避難訓練の実施を予定をいたしております。実施の方法といたしましては、地震発生時には数分間、自分の机の下に避難をする。それで、一斉に放送によりまして運動場に避難するという訓練を小学校では実施をいたしております。

福祉施設関係では、これは保育所関係でございますけど、毎月1回以上は非常災害に対する訓練を実施することとなっております。消火設備の点検を含めまして、すべての保育園で実施をしております。地震の際にもその訓練で対応できるものと思っておるところでございます。

また、老人保健施設につきましては、震度4以上の場合は全職員が出勤をして対応するという防災マニュアルを作成している施設もありますけど、通常の防災訓練で避難や入所者の搬出の訓練を実施しております。これも先ほど申し上げたように、通常の訓練で対応ができるものと考えております。

最後の緊急用具、緊急生活用品の各家庭常備につきましてはの御質問でございますけど、緊急避難時の用具と申しますと、毛布やタオル、救急薬品、下着や衣類、缶切り、缶ミルク、哺乳瓶、食料、貴重品、筆記用具、ろうそく、マッチ、ライターなど数多くが上げられております。家庭常備薬につきましても、先ほど申しました「わが家のハンドブック」、この冊子の中に掲載をしてありまして、二、三日間しのげるものを備えておき、背中にすぐ背負えるリュックサックにまとめておくことが大事でありまして、用具用品につきましては時々点検をしたり期限のチェックを行うということ、また、緊急時には取り出しやすいところに備えておくという指導もなされております。このような対策を各家庭で備えていただくように、今後、市といたしましても回覧や市報等で周知をしていきたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

20番松尾議員の質問で、市民部に関係いたします少子化対策から障害者自立支援法案、介護保険制度の見直しまでの3件につきまして、基本的な考え方なり今後の方針等につきまして私の方からお答えをいたします。なお、具体的項目につきましては、必要な分につきましては、この後、担当課長、所長がお答えをいたします。

それでは、まず少子化対策についてでございますが、近年、我が国におきましては急速に出生率が低下しておりまして、このことは佐賀県や本市におきましても例外ではございません。この少子化の流れを変えるための実効性のある対策が求められておりますが、平成15年には少子化対策基本法が制定されました。その前文には「次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し」というふうになっておりまして、そして「少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する」と規定してあります。また、国や地方公共団体、それに事業主及び国民の責務についても、それぞれ規定をしてあります。また、その関連法であります次世代育成支援対策推進法によりまして、各種の施策、取り組み等について地域の実態に合わせた行動計画を策定するよう義務づけられておりまして、当市ではこの法に基づきまして、平成17年度から平成21年度までの5年間で第1期とした前期の行動計画を平成16年度に策定をいたしましたところでございます。

この行動計画策定に当たりましては、特に子供の視点及び市の地域特性の視点を重視いたしまして、子供の育成に本当に必要な事業であるかどうか、いかに健全に子供たちを育成するかという判断で、家族はもちろんのこと、地域全体で子供を育成することが重要であるという、そういう見地に立ちまして計画を策定いたしました。しかし、事業の実施に当たりましては、現在、市は非常に厳しい財政状況でございますので、新たな事業の取り組み時期が確定できておりません。限られた予算の中で、優先順位をつけて必要不可欠なサービスから実施する、あるいは余りお金をかけないで創意工夫して実施できる方法を考える等、可能な限り子供を安心して産み育てることができる環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

次に、障害者自立支援法案についてであります。本市における障害者手帳所持者は平成17年3月末現在で、身体障害者手帳所持者 1,532名、療育手帳所持者 245名、精神障害者保健福祉手帳所持者60名、それに加え精神障害者通院医療費公費負担申請者数 216名となっております。

本市の人口は年々減少傾向にありますけど、障害者手帳の所持者は年々増加の傾向でございまして、しかも障害の重度化が進んでいる状況です。障害のある人にとっては、周囲の人々の差別や偏見などによる心の障壁、行動の自由を妨げている物理的な障壁など、生活環境全般にわたって地域で生活することが難しい状況にあります。このようなさまざまな障壁を、支障を少しでも取り除き、障害のある人が地域で安心して生き生きと生活し、また、障害のある人も、ない人もともに生きていくことを実感できる社会を築いていくことが必要で

あります。そのためには、我々行政はもちろんのこと、人々の心の障壁を取り除いて、ともに生活する意識、加えて障害者自身も自立、自主性の意識を高め、障害のある人みずからが必要とするサービスを自由に選択できるような体制を整備し、障害があっても自由に行動できるような環境を整え、働く場、活動の場など、生きがいの創出の場を確立していかなければなりません。

こういった中であって、国においては障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設するために、今国会に障害者自立支援法が提案され、現在審議中でありまして、法案の細部につきましてはまだ決定いたしておりませんが、いずれにいたしましても障害者が暮らしやすいまちづくりを理念に鹿島市障害者プランも平成15年度に策定しておりますので、本市が目指す障害者福祉の実現のため施策を推進していきたいと考えております。

次に、介護保険制度の見直しの件ですが、介護保険制度は2000年、平成12年4月の施行以来5年が経過をし、その改正案が衆議院を通過して今参議院で審議中ではありますが、主な改正の内容は、要介護の軽い方に対する新たな予防給付や地域支援事業の創設など予防重視型システムへの転換。在宅サービス利用者との負担の不均衡是正するための居住費、食費といった施設給付の見直し。市町村長が事業者の指定、指導監督を行う地域密着型サービスの創設など新たなサービス体系の確立。事業者介護サービス情報の公開を義務づけるなどサービスの質の向上。この4点が主な改正内容ですが、特にこの中の施設利用者の食費、居住費の全額自己負担の件ですが、法の改正趣旨は、在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点から、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外とするとなっております。これは、在宅の介護者と施設入所者間の利用者負担の不均衡を是正するための見直しと伺っております。

利用者負担の水準は、施設と利用者の契約により定められますが、ただし低所得者については、所得に応じた負担限度額、負担の上限が定められ、減額相当分については、介護保険から特定入所者介護サービス費として補足的給付を行う等の配慮が行われております。市といたしましても、この配慮は当然のことと認識をいたしております。

次に、地域包括支援センターの創設であります。これは公正・中立な立場から地域における総合相談、支援、介護予防マネジメント、包括支援が必要な人に多面的制度の横断的な支援を行う総合的な窓口として重要な役割を持った施設となるということを知っております。こういうことで今後、支援等が必要な住民の方にとっては非常に重要な施設ということで、これを市内に設置できれば、より地域サービス、住民サービスになるものと期待をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

20番議員の3項目めの質問の中の職場や労働時間の問題につきましてお答えをいたします。

女性の方で特にパートが多いということでございますけれども、これにつきましては、平成14年度の就業調査でございますけれども、この中でも全国では1,211万人の方がパートということでございます。これが全労働者の23.2%だそうでございます。うち女性の方でございますけれども、835万人ですから、女性の中で約39.7%の方がパートということでございます。県内につきましては、平成14年でございますけれども、4万7,200の方がパートということで、女性に占める割合で言いますと30.7%というふうな状況でございます。

佐賀労働局の方でございますけれども、パートタイム労働者の雇用管理改善の推進に取り組んでおられますが、パートタイム労働法及び指針の徹底のための取り組みということで、集団説明会等の実施をやられております。それからあと一つは、個々の事業主の自主的取り組みの推進ということで、短時間雇用管理者の選任とか、講習会の開催、それから事業所の個別訪問等を行いまして、均等処理等の取り組みの実態の把握や助言を行っておられるということでございます。市といたしましても、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、職業・職場の確保ということでございますけれども、これは以前から申しておりますが、やはり企業の誘致もしくは事業所等を誘致いたしまして、雇用の確保を今後とも進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

20番松尾議員の4点の質問にお答えいたします。

まず、少子化対策についての中でお産費用に係る分ですが、お産費用については、病院、診療所、自宅出産等により違いがありますが、高額な費用を必要といたしております。鹿島市では、被保険者の出産に対して出産育児一時金を支給しております。この支給基準額につきましては、平成6年の大幅な引き上げにより300千円とされており、現在、全部の保険者が300千円を支給いたしております。また、出産育児一時金貸付制度を設けており、300千円の8割相当、240千円の貸し付けを行っております。

質問の、出産に当たり準備金として50千円の支給ができないかということですが、1人当たり50千円で300人で15,000千円という助成については、現在の財政状況を考えると実施は困難であると考えております。

ただ、国に対しましては、少子化対策の充実強化の中で、新たに妊産婦の健診費用の助成と出産一時金の増額について、本年6月8日に全国市長会として要望をいたしているところでございます。

次に、食費、住居費の全額自己負担についてでございますが、先ほど部長が申しあげましたように、低所得者対策としましては特定入所者介護サービス費の支給を設けるようにしておりますが、また、この仕組みにあわせて厚労省では高額介護サービスの充実、それから、新段階層のうち所得の低い層や18年度から税制改正による利用者が急増する層につきましては、社会福祉法人による入所者負担軽減措置の運用を拡充することになっております。また、利用料のみならず保険料につきましても、税制改正の趣旨を踏まえ激変緩和措置を講じる対策が予定されております。

なお、社会福祉法人による減免の拡充につきましては、収入要件を1,500千円に引き上げることで検討されております。鹿島市では、この社会福祉法人減免に関する平成16年度実績では、54名の5,661千円の補助を行っております。

次に、今回の改正に伴って小規模の施設は経営が困難になるのではないかという質問ですが、鹿島市では今回の改正で450名程度が新予防給付に移行すると思われまます。新予防給付に移行した者すべてがほかのサービス事業所から移らなければならないとは限らず、新予防給付対象としての指定を受けたサービス事業所であればサービス提供は可能であります。そういうことで、一概に経営が困難になるものとは考えにくいと思っております。

それから、最後の地域包括支援センターでございますが、現在、鹿島市においては対象とする日常生活圏域の設定を行っており、人材の確保を含め、設置に向けて検討を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

それでは私の方から、松尾議員の御質問の中の福祉事務所所管の部分についてお答えをさせていただきますと思います。

まず、少子化対策の中の乳幼児医療費の無料化の件でございます。

鹿島市におきましては平成15年度から、3歳児の歯科医療費に限ってでございますが、助成を始めたところでございます。助成の実績といたしましては、平成15年度が162件の529千円、16年度には238件の769千円と、確実にこの制度は浸透してきていると考えております。昨年度の乳幼児医療費の助成の実績でございますが、この3歳児の歯科医療費助成を含めまして2万598件の39,372千円となっております。

この数字をもとに、就学前までの医療費助成を拡大いたしたとして試算をいたしますと、

この金額にさらに40,000千円から45,000千円程度経費が必要であると。これは鹿島市の単独事業としての取り組みは現時点では、厳しい財政状況下の中では困難であると考えております。ただ、県に対しましては、就学前までの事業の拡大をしていただくように、毎年度、県内の各市での共通の要望事項ということで知事の方に要望しているところでございます。

続きまして、保育料の無料化の件でございますが、ゼロ歳児の保育料を無料化にということでございますが、この件につきまして、今6月1日現在で49名のゼロ歳児がでございます。年度当初4月の段階では40名でございました。こういうことでずっと人数は中途からふえてまいります。これは試算でございますが、7,000千円から8,000千円、あるいはそれ以上かかると思います。保育料がかかっておりまして、これをゼロにするというのは現時点では非常に困難であると考えております。

続きまして、学童保育所の件でございます。

先ほど議員の方からおっしゃられましたように、鹿島市には3カ所、鹿島小学校、それから明倫小学校、浜小学校に放課後児童クラブが設置をされております。本年度の4月1日現在の利用児童数につきましては103名となっております。

先ほどございましたように、未設置の4小学校を具体的に年次計画を立ててすべきじゃないかということでございますが、昨年度にこの放課後児童クラブの設置の事業計画というのを検討いたしておりまして、その中では、学校の敷地内に別棟として建てるとか、あるいは学校の余裕教室があれば、それから周辺の既存の施設を利用できないか、あるいは周辺の民間施設の利用ができないかということで検討しております。ただ、現時点では、具体的には何年度にどこにということまでは至っておりません。

ただ、今年度からサービスを充てんさせた点をひとつ御紹介させていただきたいのは、保護者の方からニーズが高かった長期休暇中の終日保育を本年度から実施するといったしました。今までは、午前中あるいは午後だけの半日保育を長期休暇中に実施しておりましたが、本年度の4月から午前8時から午後6時までの終日保育ということで実施をしてきたところでございます。このことによりまして、保護者の皆様の御要望に少しはおこたえできたんじゃないかと、そういうふうを考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、次に質問に入りたいと思いますが、まず住宅リフォーム助成の問題です。

結論を申しますと、今すぐは困難だと。今の体制の中で、これだけでなく、ほかのいろいろな問題についても今の鹿島市の状況の中ではということだと思っておりますが、今いろいろその対応策で、防止策といいますか、こういう訪問販売のですね、言われておりますし、今

まで取り組まれてきたけれども、こういうことが後を絶たないんですよ。私も以前も一般質問で、これはこの問題だけではないですけども、住宅じゃないです、取り上げましたよね。ひどいですよね。私、銀行さんにも注意してもらいたいと思うんですが、例えば、販売した人が年金取っていらっしゃる人を銀行に連れて行って、現金価格の分を銀行から年金担保に貸し出す。そういうのは銀行さん、わかると思うんですよ、大体状況というのは。だから、こういう問題はやっぱりいろんなところが一つになって、おかしいんじゃないかということに取り組んでいかになくちゃいけないわけですが、そういうところのまだまだ手が回らない分がいっぱいあるわけですね。本当にですね。私たちも驚いていますが、そういうのにひっかかっている人は同じ人が何人、何回もあるんですね。何回もあるんですよ。例えば、太陽熱温水器にひっかかった、住宅の改良、リフォームでひっかかった。

そして、私は非常に不思議に思うのは、ローンの用紙が書かれておりますが、ようこれでローンの通ったなというような書き方なんですよ。簡単なものです。だから、それは私は、今しまったと思ったのは、取り扱いをしているそのローン会社と、こっちに残された用紙を比べんといかんというのを最近感じました。それは、ちゃんと書き直してぴしゃっと整備を出せば問題ないからね。そういう形になっている。私も、失業中はローンの扱いしたことがありますよ。ところが、厳しいですよ。ローンを出す、皆さんも御存じの方あると思いますがね。例えば、申し込み日にちは本人が書かんといかんとか、何か一つでも抜けたら絶対ローン通らんから、そういうのもひっかかったら大変だからということで、ローンの書き方は非常に厳しいんですが、こういうのにひっかかった人たちのローンを見ますと、本当に簡単ですよ。例えば、ある人が品物を買っていますが、買った人が払う人は別の人の名前書いてあるんですよ、別の人の貯金通帳を書いてあるんですよ。そして、書かれている人に聞いたら、私は何も確認とられていませんというわけですよ。そんなのが通っているんですよ。もうとにかく、もうけのためにはどんなことをしてもいいというのが、そういう状況ですから。ですから、高齢者の方たちが優しく言われて、こうですよと言われれば、すぐにひっかかってしまう、知的障害を持つ人がひっかかってしまうというのがあるんですよ。だから、もう本当にこの問題は地域が一つになって、周りの人に目を光らせとかんといかんわけですが、今は特になかなか個人の云々とかもありますからね、簡単に入り込めない部分もあると思いますが、しかし、そういう実態ですよ。だから、そういう状況だから、何とか少しでもそういうのが——結論を急ぎますが、そういうことですから、このような形で対応したらどうかと。

それから、今申し上げましたように、現に市内の建設業者の人たちが非常に厳しい状況にあると。にもかかわらず、全国的にはリフォーム市場の規模が今や5兆4,000億円というのは莫大なものです。この中に鹿島市民がだまされた分もあるわけですからね。だから、何らかの方法で少しでも対応していくということ。私はこれはぜひね、今のところ困難です

と、困難じゃ困るんですよ。何も5%じゃなかったってよかです、10%でなくてもいいんですよ。3%だっていいんですよ。そこはそこそこの決め方ですので、その点について、時間ないですので、このことにもう一度、本当は市長、答えてください。その方がいいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この住宅リフォームのみならず悪徳商法全体的に申し上げますと、確かに、例えば、銀行とかローンの手続の問題を抽出して取り上げられましたけど、やはりこういうローン会社とか銀行というのは、第一義的には回収できるかどうかという判断があるんでしょうね。そうなりますと、悪徳商法であるかどうかという判断というのは、なかなかローン会社とか銀行とかには現実的にできないんじゃないかと。かといって、じゃあ、これをだれがどこで判断をするかという問題になってくるわけですけど、現状を考えてみますと、市の相談窓口、あるいは県もあるでしょう、あるいは消費者相談窓口もあるでしょう。そういうところにきめ細かく相談をしていただいて、そして自己防衛をしていくと。今言えることはそれくらいではないかというふうに思いますし、また市内の建設業者の問題も確かにそうなんです。だから、これを助成制度とかなんとか言う前に、我々の方から市内の建設業者さんをお願いをしまして、できるだけ営業活動をしてくださいと、何かあるときは市内の業者が一番信用できますと、だから自分たちに発注をしてください、そういうことを建設業界の方にも提案をしていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

どこまでが悪質か何かって。現にそういう状況だから今、例えば、きのうも佐賀でシンポジウムをしていますし、こういうのがあっているんですよ。銀行だってわかると思うんですよ。年金暮らしの人が、年金から何割か、がばっと毎月取られて、その業者がついていってやっているわけですから、そこは明らかだと思うんですよ。だから、そういうのに対しては、おかしいなと思ったときは、やっぱり銀行さんも商売かもわかりませんが、歯どめをかけると。そういうのに対しては行政からも一応、そういう今社会問題となっているわけですから、連絡をとってもらおうとかいうのが必要だと思います。あのときありましたよ。郵便局の窓口で年寄りの人が年金ばえらいごっとい取りに来んさっけん何やろうかといったら、はい学校で布団を買わされたなんかということで、どんどん出ていたというのがありますがね。気づいたところは、そういう対応ができていますよ。だから、そのところをお願いをしたいと思いますし、今すぐ云々ということですが、この助成制度は地域にも広がって

くると思います。

次に移りたいと思います。時間がありませんのでね。やっぱり短いですよ、80分。

それで、次は地震対策の問題ですが、本当に一つ一つこれは言うとなりますと、なかなか大変ですね。特に、先ほどおっしゃいました震度計のことだけです。今、県の方にも要請を出しているということですが、じゃあ、このことは、確認ですよ、国が予算に入れば18年度でちゃんとしたのができるというふうに理解をされているのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

2回目の御質問にお答えいたします。

佐賀県では、18年度の政府の予算要求の項目に、この全県下の全市町村の震度公表についての要望をしているということで、その取り扱いについて政府がどのように対処をしていくのかというのを私どもは注目しているということでございます。震度計が約10,000千円という金額を言われておまして、到底今の財政状況では鹿島市独自では対応できないし、平成8年に設置しました佐賀県の震度情報ネットワークシステムは佐賀県が行った事業でありますので、当然、伊万里市、鹿島市もそのネットワークの事業ととらえまして要望をしたいということでございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

地震のは一遍に言った方がよかったんですね。ちょっと私も要領がわかりませんのでね。

もう一点だけ。「わが家の防災ハンドブック」が配られているということで、私も申しわけないですが、見ておりませんと言うたらいけませんね、無責任ですね。しかし、現実はそのなんです。だから、そういうのいっぱいあると思いますが。14年度、やっぱり確かにお金もかかるかわかりませんが、14、15、16、17、3年たっていますね。やっぱりこの辺を密に状況を伝えるためにも、確かに永久保存版としてもいいでしょうが、私はやっていただきたいと思います。この辺は答弁は要りません。時間がないので、次に移ります。

少子化対策の件ですが、いろいろこれも言いたいこといっぱいありますが、市長、お答えくださいね。きょう私は、ここに長野県の下條村の一つの例を挙げました。やっぱり今私たちが何か要求すれば、特に今、鹿島市は財源をどうつくるかということで私たち議会にも提案をされておりまして、民間委託だとか指定管理者制度に移行するとか、そういういろんな問題が出されているさなかで、こういう提案ですけど、今こういうときだからこそ、私は積極的なこういう取り組みが必要じゃないかと思うんですね。特に、例えば、現在の財政の健全さを示す起債制限比率が1.7%、これが県内1位、それには「合併浄化槽方式により借金

なしで下水道事業を行えたこと。生活道路や農道などの舗装・改修工事を村が資材費を出し住民自らが行うことで、大幅に少ないコストで借金もなくできたこと。創意を生かしたこれらの節約でつくり出した財源を子育て支援や教育、福祉の維持にまわしてきました」ということで努力をされた、何もなくてぼっとされているんじゃない。こういうところだって財源的には非常に厳しいところだと思いますが。そういう努力がされて、どこにそのお金の重点を置くかということで、こういう形での取り組みがあっていると思いますが、市長、どうでしょうか。

もう含めてですが、少子化対策というのは、先ほども申しましたが、思い切った、常識外れじゃないかというようなことを今しないと、この解決できないと私は思うんですよ。確かに、ここにすばらしい行動計画ができておりますが、今のままいけば、あれはまだ行動計画でしたということで、どれだけ、この前も言いましたが、まさに絵に書いたぼたもちに終わらないようにするためには、私たちがしっかりと今の状況をとらえて、特に大変な中だけど、何にお金を使ってくるかということをお考えするときだと思いますが、市長、どうでしょうか。厳しいときだとわかりますが、御答弁ください。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先日来、議員の皆さんにも説明をしておりますように、現在、財政基盤強化計画を取りまとめる段階に来ておりますし、また今年度、第4次総合計画の後期分の見直しをするという一番いいタイミングではあります。そういう中で、全体の財源配分をどの分野でどのようにしていくかということを検討する、そういう中でこの問題についても強力的に検討していきたいというふうに思っております。

私としましては、できるだけ福祉に関することについては、やはり今までのサービスを落とさない、あるいはその方向で検討はしたいというふうな気持ちは持っております。あるいはまた、そういう中で、今までの政策につけ加えて、新たに今提案されたようなことができるかどうか、このことについても十分頭に置きながら検討させていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

もう言うこっなんということですが、本当に今の状況はわかりますが、何度も同じことを申しませんが、今どこにお金を一番使わんばいかんかと。このままいけば鹿島市も人口が減る一方で、子供がいなくなるというような状況がつくり出されようとしている。ここのところをしっかりとらえんといかんということ。それから、いろんな国の制度のその悪さを市民に

だけ押しつけない。今、国や県に医療費の問題も要請は出しているということをおっしゃいましたが、このことはぜひ常に国、県に要望を続けるということ。もちろん私たちもそうしますし、私自身も7月にはまた省庁の方に交渉に行き、きょう申し上げたいいろんなことの中から要求を出して、その実現のために努力をしていきたいと思っております。

やっぱり時間が短いです。済みません、終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で20番議員の質問を終わります。

次に、2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

おはようございます。2番議員伊東茂です。

世界的規模で地球温暖化が進む中、国内においては地球温暖化対策の一環として環境省が推奨するエコスタイル、クールビズと言われるネクタイを外しての軽装が話題を集めています。国会におきましても、郵政民営化法案を審議している衆議院特別委員会の中継を見ますと、ノーネクタイ姿の国会議員の方の個性があらわれ、違った新鮮さを感じます。本市議会におきましても、上着の着脱が今回から自由になりました。きょうから12人議員の一般質問が予定されています。議論が白熱し、28度の設定温度でも冷静さをなくさないように努めていきたいと思えます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

質問内容は、大きく三つの項目から成ります。まず1項目目が合併破綻による鹿島市の未来像について、2項目目が農業振興による農畜産物の鹿島ブランド化について、3項目目が情報化社会の対応についてです。

まず、合併破綻による鹿島市の未来像についてですが、ことし3月、鹿島市・太良町合併協議会の廃止案を鹿島市、太良町とも議会において可決し、3月31日をもって鹿島市・太良町合併協議会を廃止、事実上の解散をいたしました。平成15年の任意協議会設置から2年間、太良町の合併実現へ向け行政と市民が一体となり、新市まちづくり計画、新市名決定など53項目の協議を終え、財政シミュレーションの作成、合併へ向け市民の理解を得るため市内数カ所での住民説明会の開催、そして昨年6月5日の合併協定書への調印式と、協議の過程において、平たんではなかったものの合併への最終段階に入ったと実感をしておりました。

しかし、その後、太良町での住民投票で合併反対が賛成を上回る結果となり、鹿島市としては太良町内部での調整を待つ形となり、合併関連議案を継続してまいりました。その間、周辺市町村の動向も気になり、市民の間にも不安感が漂うようになりました。ことしに入って県内では新唐津市、新白石町などが誕生、また武雄・山内・北方での枠組み、嬉野・塩田との合併調整が進む中、合併申請期限も迫り、進展を危ぶむ合併協議会委員からの協議会開催請求がなされ、ようやく協議会を再開し、合併期日を平成18年3月1日へ変更したものの、

合併実現は事実上不可能になりました。市町村合併は今後避けて通れないと、住民説明会で行政側は力説をされました。私自身も同感であり、鹿島市の将来を左右する重要課題でした。もちろん、合併へ向けては市長の今までの発言からも、お互いを尊重し、認め合い、対等の立場で協議に臨まれてきたと思います。しかし、理想とする結果が得られなかった今、責任の所在を明らかにするべきではないでしょうか。

1点目の質問は、杵藤西部地区任意合併協議会設置、いわゆる2市4町案から、鹿島市・太良町合併協議会廃止まで要した時間と、本市から協議会へ出向した職員数、並びに協議会での本市負担金と県補助金を含めた経費をお答えいただきたいと思います。これは事前に数値データを求めており、議員の皆さんにも再度確認していただくためもあります。

次に、4月1日発行の「広報かしま」の中で、市長は合併協議会の終了について、「平成13年から鹿島市の合併を模索してきて、合併特例法期限内での合併ができなくなりました。このことにつきまして、合併を推進してまいりました行政のトップとして、まずおわび申し上げます」と述べられ、本年2月17日の第22回合併協議会において、特例法に該当するぎりぎりまで協議を続けることを確認したやさきのことであり、非常に驚き、残念に思うとのこと。そして、知事立ち会いのもと合併協定書までまとめ上げながら、合併を否定される結果になったと。そして最後に、今後は単独でのまちづくりに取り組み、思い切った行政改革、財政基盤強化を旗印に、行財政のスリム化を検討していく。身の丈に合った行政サービスという方向性を定め、鹿島市の未来を展望し、まちづくりに全力を尽くす所存であり、市民の皆様のご理解と御協力をお願いしますと締めくくっております。

これを読まれた市民の方は、どのように感じたでしょうか。あれだけ合併、合併と叫ばれていて、当然太良町と合併があるものだと思っていた市民に対して、広報紙のこの1ページのわずかこれだけの小さいスペースだけの文面、そして、その内容がおわびと今後の財政の厳しさを示唆する文面だけで、合併にかかわるすべての問題に終止符を打つおつもりでしょうか。今、鹿島市民は胸にぽっかり穴があいた状態です。行政主導とはいえ、市民を巻き込んだ合併問題が市民の期待を裏切る結果となり、鹿島市市政のかじ取り役である市長としてどう受けとめ、責任をどのような形で示されるのか、お答えいただきたいと思います。

また、長い年月と経費を費やした合併論議から何をすることができたのか、お答えください。

次に、今後引き続き鹿島市単独での行政運営においては、地方交付税の減額などによる施策可能経費が低い水準で推移し、市民へのサービス低下、投資的事業の縮小など、厳しさが増してくると予想されます。昨年12月に策定された第4次総合計画の17年度から19年度までの3カ年の施策実施計画の見直しをどのように進めていくのか、また、行政改革、財政基盤計画を市民の皆さんにどのように理解していただくのか、お聞きいたします。

この項目の最後の質問として、「人が輝くまち鹿島」のキャッチフレーズどおりに魅力あ

る夢のある活気に満ちた鹿島を創造し実現するための新しい手段を市長は考えているのか、お答えください。

それでは続きまして、2項目めの農業振興による農畜産物の鹿島ブランド化についてです。

現在、鹿島市における各種産業は、どの分野においても厳しい状況であり、鹿島市の基幹産業の一つである農業にとっても、WTO農業交渉、FTA自由貿易協定など、政府間交渉における日本政府の対応が気がかりな中、日本農業を守り、輸入国としてこれ以上外圧が強いられないよう運動を展開していく必要があると思われまます。また、営農者の足元を見れば、就業人口の減少、担い手の高齢化などの問題、食料自給率の低下など、確かな打開策が見出せない状況が続いています。国内外の厳しい環境のもと、創意工夫を生かした農業経営が求められ、農業所得向上を目指し、皆さん努力をされていることと思えます。

近年、消費者の食に対する欲求は限りなく、安全性はもちろんのこと、生産者への信頼性も求められるようになりました。無農薬、減農薬、有機栽培などの消費者の購買意欲を促す差別化生産が進み、千葉県が取り組んでいる食品に関する安全・安心志向にこたえ、農業生産環境を保全するため、100集落を指定し環境に優しい農業を推進し、減農薬・減化学肥料などによる栽培に取り組む産地の指定制度と、栽培された農産物の認定制度を進める千葉エコ農業などが関心を集めています。本市におきましても、生産地名、生産者名など生産履歴を表示した特色ある農産品がスーパーや地場産品直売所の店頭に並び、消費者の安心感を引き出しています。業種は違っても、売れる物づくりの理念は変わらないところでしょう。

それでは、1点目の質問は、数値データをお願いしていた市内における営農家の分布表、農産、畜産、園芸と分けてお願いをいたします。

次に、農産、畜産、果樹、野菜、花の市内における出荷状況、販売状況をお答えください。また、担当課として、現況についての所見もお聞かせください。

次に、鹿島における農産品のブランド化についてです。

日本人のブランド志向は世界的にも有名で、ブランドという言葉に心を動かされます。装飾品においては若年層からOL、主婦に至るまで、ブランド品に目を輝かせます。食品においても例外ではなく、生鮮ブランドというコーナー名で青果、食肉、水産品、あらゆる産地のブランド品がインターネットのネットショッピングで販売され、売り上げも右肩上がり好調を維持しています。畜産品においては、産地名を前面に押し出したブランド化が進められて、県内においても、佐賀・伊万里牛、みつせ鶏、わかすポークなどが有名で、テレビの情報番組、タウン情報誌などで紹介され、有名シェフが料理の食材として使用、うま味をさらに引き出す演出で食欲をそそり、台所を預かる主婦層だけではなく飲食店でも取り扱い、看板メニューとして登場しています。また、産地畜産加工品も多品種品ぞろえされており好評を得ています。果樹については、ブランドミカンさが美人を初め、太良の完熟ミカン、太幸早生など、また市内においても注目されている品種があります。糖度が高く浮き皮がない

山浦の鹿島錦、また大殿分のいさお早生ミカン、これは糖度が高く、着色が早く、鹿島の気象条件に合うと言われ、9月20日から10月の初めにかけて早期出荷用としてJA佐賀みどりさんがブランド確立に取り組んでおられます。

現代社会の消費者の欲求、需要にこたえるため、また鹿島市の将来の安定した農業経営の確立のためにも、鹿島産ブランド化を推し進める必要があると思います。

2点目の質問は、農畜産における鹿島産のブランド化について、本市の取り組み状況と、JA佐賀みどりを初めとする関係機関との情報交換、連携、支援をどのように進められているのか、お答えください。

次に、食品メーカーとのタイアップ事業の推進についてですが、私たちが日ごろ口にするスナック菓子、ジュース、レトルト食品、ビール、清酒、しょうちゅうなど、農産品を主原料とする嗜好品が数多く市場に出回っています。北海道産ジャガイモ使用とか、何々産大麦麦芽使用とか、やはり産地名を表示した製品がふえてきました。佐賀県産として有名なのは、佐賀県産温州ミカンを原料としたサンレイオレンジジュースがあります。以前、大手メーカーのレトルトカレーの原料としてタマネギも県内産を使用していたと思っています。また、鹿島は酒どころでもあり、吟醸純米酒の原料、酒造好適米ヤマダニシキを地元酒造会社と契約栽培している農家もあります。今、しょうちゅうブームの中、芋は土壌の問題から鹿児島産に頼っていますが、麦、米は県内産を原料にしているメーカーも多いと聞きます。このほかにもリキュール類に使用する梅など、契約先を探している地元酒造メーカーもあります。

このように、今後、食品メーカーとの共同栽培、契約事業を手がけていくことも必要と思いますが、農林水産課が現在把握している市内におけるメーカーとの直接契約栽培状況、並びにJAを通じてのメーカーとの契約事業をお答えください。また、このような事業の推進についての担当課の所見をお願いいたします。

次に、3項目めの情報化社会への対応についてです。

高度情報化社会の中で暮らす私たちは、瞬時にして世界各地の情報を知ることができるようになりました。以前は新聞やテレビのニュースなど、決まった時刻に発信、入手していた情報が、情報通信技術の進歩、いわゆるIT革命により、より高速に、より高度な情報を手に入れることが可能になりました。インターネットや携帯電話を利用して自分の欲しい情報を昼夜問わず得ることができ、我が家にいながら買い物ができる。ネット上での商品取引もネット上で決裁ができる手軽さからビジネスチャンスが膨らみ、各種業界がこぞって参入し、ますます情報量が膨らんできました。日進月歩で進化するIT産業は、幼児から高齢者でも容易に扱うことができるように簡素化され、情報検索も指先だけで操作可能なタッチパネルの導入など、私たちの生活に溶け込んでくるようになりました。

本市においても、第4次総合計画の産業の情報化の中に、本市の産業や観光イベントなどの情報をCATVなどの整備によって市内外へタイムリーに提携し、より広い範囲への情報

発信手段としてインターネットなどの利用を検討しますと書いてあります。今、議会中継がなされているように、市内にも有線テレビが開設され、全世帯とはいかなくても徐々に契約数もふえてきています。情勢インフォメーション、地域のイベント情報提供など、第4次総合計画策定当初に比べれば進化したと思います。インターネットの活用も、庁内職員、ほぼ1人に1台のパソコンが市の備品として用意され、部署間の業務連絡、文書等もメールでのやりとりが行われ、業務のスピード化も進んだと思います。

ほかにも、市政の情報発信にホームページがあります。これは平成11年7月に開設され、累計アクセス数が約26万件、月平均7,000件前後、1日約230件ほどの訪問があります。私もよく利用しますが、鹿島市の顔を世界へ発信、ネット上での訪問者を案内する市のホームページとしては魅力に欠けると思われます。ごらんになった議員も多数いらっしゃると思いますが、行政メニューの検索項目と形式的な行政、観光案内で、対話ができない。作成には、外部委託ではなく市の職員の方が構成や情報更新をされていると聞いています。経費削減の努力は認めます。しかし、新幹線問題が全国版で報道され、鹿島市はどんなところだろうか、ガタリンピックで鹿島を観光してみたいとホームページを県外の人が開いたとき、訴えるインパクトが薄いのではないのでしょうか。大いなる田舎づくりを提唱する鹿島市を動画や市長の生の声で案内し、トップ画面は季節を彩る鹿島市の自然や風景など考えるべきではないのでしょうか。また、市民の方々からの質問や意見などを聞き、回答を即座に行い、市政について考えていただき、市政の透明性を図るためにも、市民意見提出手続制度、いわゆるパブリックコメントの設置なども検討すべきだと思いますが、ホームページの活用について、また登録制、並びに会員制によるメールでのイベント情報、緊急通報の案内について、担当課の御所見をお願いいたします。

最後に、今後は整備、進化する情報オンラインシステムの活用と市民サービスとの連携に目を向けるべきだと思います。政府が推進する電子政府構築計画e-Govを活用したインターネットの一つの窓口から1回の操作で各種の行政サービスが受けられるワンストップサービス、この実施が近い将来導入をされると思います。近郊自治体に先駆けての取り組みについての所見と、これについては企画課のみならず市民課、税務課にも関係をいたしますので、各部長に御答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

答弁を求めます。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

まず、合併の破綻についての御質問にお答えをいたします。

時間と経費というようなことでの御質問ですが、まず、2市4町の任意合併協議会が発足する以前の経過といたしまして、鹿島市からの呼びかけで13年9月に藤津・鹿島地区合併問題の協議会が設置をされております。ここで首長、助役含めまして約10回の会議を開催して

おります。そして、ここの会議の結果、14年4月に武雄市と山内町にも参加を呼びかけることになりまして、以後2回の杵藤西部地区市町村合併研究会が設置をされております。そして、議員の御質問になります2市4町によります杵藤西部地区任意合併協議会が発足して、14回の協議会が行われています。この間、合併協議会の幹事会を17回開催いたしております。これ、会議の時間をマックスで3時間といたしますと、合計で93時間になります。合併協議会事務局の職員として各市町それぞれ1名ずつの計6人、鹿島市からも1名が派遣をされております。この後、鹿島市は藤津郡での合併の枠組みを模索いたしましたけれども、結局、15年3月に太良町との合併協議を開始する旨の共同コメントを発表されております。そして、この鹿島市・太良町合併協議会が20回協議会まで、ほぼ1年間、月2回、極めてハードな日程の中で協議を続けてもらっております。これが23回の協議会で廃止、解散が承認されております。協議会は23回ということになります。この間、合併協議会幹事会を26回開催いたしております。これも会議の時間を3時間で計算をいたしまして、147時間が時間になります。

一方、経費につきましては、杵藤西部地区任意合併協議会の分につきましては、収入、支出も約4,900千円、うち県費補助が3,500千円となっております。ほかに、先ほど申しました事務局の派遣職員が1名分ございます。

それから、鹿島市と太良町との合併協議会の経費でございますが、15年度で19,800千円、それから16年度で14,700千円。15年度、16年度を合計いたしまして35,500千円（59ページで訂正）、うち県費補助が16,000千円。15年度、16年度の支出の合計で35,500千円（59ページで訂正）、県費補助が16,000千円となっております。鹿島市の負担分は10,000千円でございます。このほかに事務局の派遣職員が4人分、これの2年間分、ほぼ2年分になろうかと思っております。

次に2点目、市長の責任ということで、4月1日付の市報ではわずかなスペースではないかと、財政のみにしか触れていないというようなことでございますが、先ほど議員がお示しになりましたように、限られた市報のスペースの中では結構なスペースを割いているというふうにも思っております。それから、財政のみということではありますが、これも議員が読み上げられましたとおり、鹿島市の今後の方向にも市長は触れております。

それから、この責任の問題でございますけれども、合併は申すまでもなく多くの困難を乗り越えて枠組みの中の自治体が合併に到達するものだと思っております。同時に、合併をするまではお互いが独立した自治体でございます。太良町との合併において、1年間かけて多くの問題を解決してまいりました。そして、合併協議が終了したにもかかわらず、最終局面では太良町は合併を望まれませんでした。合併に向けて太良町に積極的な働きかけをしようにも、その時点では鹿島市、太良町は独立した自治体でございます。鹿島市の権限は及ばない、及ばせないということでございます。むしろ、太良町がこの約束を守っていただかなかったことに対して、鹿島市に対して責任をとられるべきではないかというふうに思ってお

ります。

それから、この合併論議が終了して、結果として何をすることができたのかという御質問でございますが、合併を目指した議論が成功をしなかったわけでございますので、形としては何も残りませんでした。しかしながら、合併協議会の委員さんとか市民の多くの方々におきましては、いろいろと勉強になったと、自分のまちを見直すいいきっかけになった、隣の町のこと、これは太良町のことでございますが、余りにも知らなかった、太良町の考え方とか仕組みがよくわかったなどとの感想を聞いております。このことは、形は残らずとも将来に残る何かが残ったと考えたいと思います。また、市の職員は、ほかの自治体のやり方を鹿島市と比較できて、いいところ、悪いところがよくわかり、勉強をさせられたと、こういった体験を持っておりまして、今後に役立てられる体験だと思っております。また、合併協議会事務局の職員については、鹿島市はいいところだということを再認識した、ますます磨きをかけていいまちにしたい、こういうことも言っております。

次に、4番目と5番目については、まとめてお答えをいたしたいと思っております。

今後のまちづくり計画の見直しと魅力ある鹿島市の実現と鹿島市の将来の展望というようなことで、まずは財政基盤強化計画の広報についてのお尋ねでございますが、これは成案ができましたらば、議会はもちろん、鹿島市の広報機関、市報、それからホームページ、ここあたりを中心に市民の方にも広報周知をやっていく計画でおります。

それから、まちづくりそのものでございますけれども、これは先ほど市長もちょっと触れておりましたが、2000年1月1日に発行をいたしました第4次鹿島市総合計画は、ことして5年目となっております。そこで、基本計画、三つの計画から成っておりますが、そのうちの基本計画の見直しの年度となっております、先日の庁議においてこの見直しのことが決定をされましたので、基本計画見直しの準備作業に着手をいたしております。

それから、ワンストップサービスについてでございますけれども、これは各部長さん方というようなことでございますが、似たり寄ったりの考えと思っておりますので、私の方から代表してお答えをさせていただきます。

鹿島市におきましても二、三年前から、お客さんができるだけ動かなくて済むようにと、職員が動こうというような市長からの指示で、できるだけお客さんを動かさない、職員が動くというようなことで、そこに来られたお客さんに対して次はどんな御用ですかというようなことを確認しながら、職員が動くようにやっております。これを一層徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

ただいま部長が説明しましたことでちょっと補足をしますが、太良町の方が約束を守られなかったことに対して云々とありましたが、これは合併できなかったことの原因として申し上げたんではございません。そういう気持ちを持っているという意味で申し上げたんだろうと思います。

昨年度段階で、県内7市ありました。7市のうち、合併できたのが武雄市、唐津市、佐賀市、3市ですね。残念ながら、多久市、伊万里市、鳥栖市、鹿島市、4市については合併が成就できませんでした。いずれにしても、この4市についても合併を最初から模索しておられました。こういう結果になってしまいました。

つまり合併というのは、双方の合意がないとできない非常に難しい問題であります。先ほど部長が申しましたように、相手も独立した自治体ですから、鹿島市長の権限下に相手方もあって、そして私の指示に従ってやるというものとは性質を異にします。したがって、合併したいという方向性を私自身打ち出しておりましたので、その成就ができなかったことに対しては市長としての責任は感じておりますが、その責任のとり方といいますのは、今後独立しても、合併しなくてもやっていける、こういう体制を早くつくっていくと、このことを私の責任としてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

2番議員の質問に対する答弁を求めます。平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

私の方から、2項目めの農業振興に関する御質問3点についてお答えをいたします。

1点目は、市内農家の園芸など部門別の分布数についてでございます。

平成12年農業センサスで販売農家数1,614戸でございまして、販売金額1位の部門別の農家数で見ますと、園芸農家が55%、米、麦、豆類を合わせた農産が42%、畜産農家が3%の順となっております。

次に、出荷実績状況についてお答えいたします。

主な品目の生産動向を見ても、当然、自給調整が強化されております米、ミカンは減少しております。また、イチゴなどの施設園芸部門は栽培技術の向上により生産量は安定しておりますものの、露地野菜が台風や天候不順の年により大幅な増減があり、不安定であることがうかがえます。

次に、販売実績についてお答えいたします。

農林水産省が発表します農業総生産額で申し上げますが、平成13年は約65億円、平成14年は約63億円、平成15年で約67億円となっており、近年、横ばいの傾向でございます。これは全体的に農産物が低価格により伸びにくい状況にあることがうかがわれます。

部門別構成比で見ますと、農産が30%、野菜27%、果樹23%、畜産12%、花類4%の順となっています。

以上が通告をいただいております数値データの概要でございます。

次に、以上のような現況データについての担当課としての所見ということでございますので、お答えいたします。

農産物は天候によって大きく影響を受けまして、その年の生産量が変わります。また、品質も変わります。それによりまして、需要量よりも生産量が上回りますと、大暴落ということにもなっております。ですから、農家にとって価格変動が課題でございます。その価格変動を最小限にとどめるには、やはり市場に対して認められる農産物を出して、市場をコントロールできるか、それとも、市場に通さずに契約した栽培ができるか、それとも、みずから加工をして、そして、その加工品としてブランド化して販売するか、そういった道が考えられると思います。

市といたしましては、農業団体と県機関と連携をいたしまして、消費者と消費地の情報に基づく売れる農産物づくりの支援に努めてまいりたいと考えております。

2点目の質問についてお答えします。

農産物における鹿島産のブランド化についての本市の取り組み状況と関係機関との連携についてでございます。

まず、ブランド化のためには、そこまで市場に認められるには、安定供給をできる市場に対する量の確保、それと、品質管理を徹底して市場に認めてもらう、そういった相当の努力が必要であると考えます。これには農家生産者、農業団体、行政が果たすべき役割を明確にして頑張らなければいけないと思います。

市の役割といたしましては、有利販売につながるよう、安全・安心で高品質な農畜産物の生産の奨励や生産に向けた支援が必要だと考えております。現在、必要な事業について、県の単独補助事業と市単独事業を組み合わせる予算化し、環境保全型農業の推進や新規作物の導入研究、地産地消の推進、トレーサビリティの推進などのための支援を行っております。すべての事業がJAや藤津農業改良普及センター、農林事務所と情報交換を行い、連携した支援でございます。

3点目の市内におけるメーカーとの契約栽培状況とJAを通じてのメーカーとの契約事業についてお答えいたします。

具体的な品目について申し上げます。JAを通じての取り組みとなりますけれども、まず、市内企業、事業所との契約販売といたしまして、これは議員おっしゃいましたですけれども、

佐賀米のヤマダニシキが地元4酒造会社との契約、二つ目が、シロウリが全量を地元の酒造会社や漬物加工業者との契約となっております。

次に、市外企業との契約販売でございますが、米ウルチの夢しずくが安全・安心システム認定の全量を大手スーパーと契約、それから、大豆が安心システム認定の全量を大手商社1社と契約、イチゴがケーキの飾り用に大手食品製造業者と契約、それから、花苗も大手業者1社と契約ということとなっております。

以上がJAを通じての契約販売でございます。

また、個人での取り組みがございまして、農家が直接スーパーや都市圏の生協、業者と取引されているケースがあるようでございます。

最後に、このような事業の推進についての所見についてお答えをいたします。

今後は市といたしましては、より強い農業づくりを実現するため、競争に打ち勝つことのできる認定農業者や集落営農組織を担い手として育成し、推進しなければならないと考えております。したがって、県内屈指の生産量を誇るミカンや米、タマネギ、イチゴ、トマトなどの基幹作物は、高品質化、ブランド化を図りつつ、大消費地への販売戦略を充実させていくことは今後も変わりありませんが、多数の流通販売ルートの確保を積極的に推進して支援することが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

それでは、私の方からは、伊東議員の1回目の御質問の中の3点目、情報化社会への対応について、鹿島市ホームページの活用について、それから、会員制によるメールでのイベント情報、緊急通報について等についてお答えをいたします。

議員言われますのは、この高度情報化の時代、いろんな創意工夫をしながら情報化の推進を図っていったらどうかというようなことが御質問の御趣旨だろうと思っております。確かにこれまでもホームページ等、あるいはパブリックコメント等を通じて、いろんな方々から御意見、御指摘をいただいたところでございます。例えば、ホームページを例にとってみますと、議員言われますように、ホームページをつくっている以上は音声とか、あるいは動画等を導入して、いろんな工夫をしながら多くの人にアクセスをしてもらうことが必要でありますし、そのことが鹿島市の宣伝やイメージアップにつながるというふうな認識を持っているところは間違いございません。

ただ、前にもお答えをいたしましたけれども、鹿島市は職員1人の手によりまして、すべてが手づくりのホームページでございます。そしてまた、その内容が多くなればなるほど、その更新作業にどうしても時間を追われてしまうということで、ほかの時間的な余裕がない

という状態になっているところでございます。

また、一方、経費的な面におきましても、最近のいろんなコンピューター等の機能につきましては、多くのことに対応できる十分な機能は有しているわけでございますけれども、そのソフト面にかかる経費というのがどうしてもまだまだ高いということでございます。

じゃ、企画課としては何もしていないかという、そうではございませんで、例えば、ことしの17年度の予算を要求するに当たっては、例えば、実施計画の中で、まずは掲示板と、あるいは更新等に時間がかかっていますホームページの更新作業ですね、それについてソフトを導入することによって時間的な余裕を見出しながら、そして、ほかのことに向かうことができないかというようなことで、課内でも十分検討をいたしたところでございます。しかしながら、限られた予算枠ということがありまして、課全体の中の緊急度、あるいは優先度等を考慮すると、どうしてもその分を削らなければ、その枠に入っていないというような現状がございまして、ことしもまた断念せざるを得なかったという状況であります。

そういうことで、できるだけ私どもといたしましては、せっかくいろんな情報化の推進という中で、何とか今以上の推進を進めていきたいというような考えは常々持っているわけでございますけれども、そういうような事情でなかなか新たな分野の取り組みというのが難しい状況にあるということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、今回の質問は併用型でお願いしていましたので、第1点の鹿島市の将来像については一問一答でお願いをいたします。

それでは、合併破綻による鹿島市の未来像についての中のまず第1項目めの2市4町案から太良町との合併協議までに要した時間と経費について、先ほど御答弁をいただきました。金額も資料をいただいておりますからわかっております。この中で人件費、これは臨時職員の分だけがこの中には入っていたと思っております。それプラスの鹿島市と太良町の合併協議会のときですけど、鹿島市の方から出向で職員を4人出しておられます。この職員の年間の給与、それ掛けるの2年分とすると、相当なこれまた経費がかかっていると思うんですね。そこのあたりをちょっと教えていただきたいですね、まず。どのくらい職員の4人分がかかっているのか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

経費の部分での御質問でございます。

先ほどの答弁の際に私、15年度、16年度の合計の支出額を35,500千円と申し上げておりましたが、これはちょっと計算を1,000千円誤っておりまして、34,500千円の誤りでございましたので、訂正をまずもってさせていただきます。35,500千円は34,500千円の誤りでございました。おわびして訂正を申し上げます。

それから、ただいまの人件費の分ですけれども、鹿島市・太良町合併協議会、これの事務局ですね。これはちょっといろいろ差しさわりもございまして、ただいまの職員の平均給与で申し上げさせていただきます。これが約6,000千円でございます。これの4人分でございます。六四、二四、24,000千円、これの2年間分48,000千円、約2年間といたしまして、ちょっと端数があるようでございますけれども、そこは2年間として48,000千円、概算ではそのようになろうかと思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

そこなんですよね。こういうふうに出るのは2年間で34,500千円と。しかし、それに、今、鹿島市の出向の4人だけで48,000千円なんですよね。これに太良町から3人、県からも1人、これで計8人になるわけですよね。こういうのを考えると、どれだけこの合併についてお金を使ってきたか、そして、時間を使ってきたかというのをやはり振り返って考えないといけないと思っております。

しかし、その34,500千円の中の内訳ですが、この中にはいろんな項目がありますが、議事録の作成費用とか、あと新市建設計画策定業務委託料というのが相当占めています。お聞きをいたします。委託した計画案は、鹿島市、太良町ともお互い理想に合った計画案だったと今でもお考えになっているか、それをちょっとお聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

新市まちづくり計画の案が理想であったかどうかということでございますが、どこのあたりが理想と言うかはちょっとわかりません部分がありますけれども、少なくとも合併を目指す上での最善のまちづくり計画ではなかったかと思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

はい、わかりました。

それでは、2点目の市民の期待を裏切る結果をどのように受けとめているかというところ

ですが、最初、部長の答弁の中でちょっと、後から市長から訂正がございましたが、責任転嫁みたいな、そういうふうなお答えにも私は聞こえたような気がいたします。

それと一番最初に、この責任を、4月1日付の市報に載っている部分に限られたスペースだからしょうがないというお答えがありました。私が言っているのは、まず最初にするとは、合併をするために地区の説明会を開いたわけですね。そして、合併ができなかった。そしたら、もう一回、なぜ合併ができなかったというふうな説明会を開かないのかということです。それをお聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

合併できなかったことについては責任転嫁ではないかという御質問でございますが、私はそのようには思っておりません。鹿島市はあくまでも合併を追求して、最後の最後までその枠組みなり、合併を目指して頑張ってきたところでございます。それが太良町の方では住民投票をベースと、住民投票を基本として、鹿島市との約束、それから、合併の住民説明会でも、町長が太良町に向けても、鹿島市に向けても、その結果のいかんを問わず、議会に対しての関連議案の上程をするという約束が守られなかったわけでございますので、合併についての責任、これはやはり太良町が反省なり総括なり、ここらをされるべきところというふうを考えております。

それから、合併の住民説明会、これについて合併がならなかったのであるから、もう一度合併の説明会についてやるべきではなかったかというようなことでございますけれども、合併ができなかった理由については、市報なり協議会日より、それから、合併協議会のホームページあたりでもやっておりますので、わざわざ合併がならなかったことについての住民説明会というようなことまでするつもりはございませんでした。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

根本的に考え方が違うようですから、しょうがないですね。私はやはりちゃんとなぜこういう理由で合併ができなかったと市民に説明をすべきだと思います。それをやらないということでしたら、今度の財政基盤強化計画にしろ、どうやって今後市民の理解を得ようと思っていらっしゃるんですか。どのような手段で。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

住民説明会をするべきだったということですが、私はそこまでする必要はないというふう

に今でも思っております。それはどうしてかといいますと、鹿島市は、先ほど部長が言いましたように最後の最後まで合併を——これは議会といろいろ相談をして、あるいは市民の声でもありました。最後まで私は合併を追求しました。例えば、そういうふうには議会とか、あるいは市民の世論が合併をする方向を持っているにもかかわらず、また私が合併を施行しますと言っていたにもかかわらず、合併はしませんと鹿島市が政策変更をした場合には、そういうケースの場合にはやっぱり住民説明会というのは必要だと思います。しかし、合併できなかったということは、これはそこまでする必要はないと、こういうふうには思っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

市長の方からもしなくていいということですから、それはそれでいいです。

もう一つ、責任の、こういうふうな言い方は私も余り言いたくはないですが、市長は一番当初は、できるならば合併しなくて、鹿島市単独でやっていけるんだったら、財政的にもやっていけるんだったら、その方がいいとおっしゃっていたと思うんですよ。しかし、これだけの厳しい交付税等の減額等があつて、やはりこれは合併をしなくちゃいけないと。そこで、何としても合併をしようとする気持ちがあつたとしたならば、向こうの太良町の町長とのトップ同士の会談を何としても実現するべきだったんじゃないですか。それが無理だったのかもわかりませんが、そのあたりの経過をもう一回教えていただけないですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

御存じのように、いろんな太良町内での動きもあつております。例えば、先ほど太良町の住民説明会でも、住民投票のいかんにかかわらず議会にかけますということも約束をしておられますし、期成会においてもそのことを公約されましたし、また、鹿島市側に対しても、そのことをはっきり約束されました。にもかかわらず、自分は住民投票の結果オンリーだという、そこに閉じこもってしまわれました。私自身は単独で町長さんに会っても効果はないと思いました。合併協議会の中では、あれだけいろいろそのことについて、太良町の委員のほとんどからさえ、そのことが言われたわけです。しかし、かたくなにそのことを拒まれたので、私がわざわざ会って、そしてまた断られたと、こういうことになるより、これは私の判断で、そうしても同じだろうという判断をいたしました。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

はい、わかりました。

そしたら次に、先ほど1回目の答弁のときに、市長の方から、市長としての責任として、今後鹿島市が単独でやっていけるように続けるというか、見守るというか、それが責任だとおっしゃいましたが、その見通しをどのぐらいだと思っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、一番の大きな合併の是非論にとっても、今後の鹿島市のあり方、成り立っていくために、やっぱり財政というのが一番大きいですね、今の議論の場合には。そうした場合に、私どもは財政基盤強化計画を最終的に今月いっぱいぐらいで素案をまとめようとしております。議会の御意見もそのためにお聞きすると。また、さかのぼって言えば、議会の皆さんにも早くから議会独自の案というものも提案をしていただいて、その突合といいますか、突き合わせをして、成案に持っていきましようということも申し上げております。

この財政基盤強化計画であります、考え方として三つの要素があります。まず、何よりも第1弾目が、私たち行政みずからのスリム化、合理化、こういうものをどれだけできるか、ほとんどの部分がこれにかかっていると思いますし、また次に、若干のサービスを今までどおりできなくなる部分があるということ。住民の皆さんにも少し我慢をしていただく部分。それから、それでもできない場合は、税金等を初め、住民負担のアップをお願いしたいと、こういうことを当初から申し上げておりました。

私どもが提案を今、議会の方にもこの前お示ししました財政基盤強化計画、この案のとおりいきますと、あと5年後ぐらいには大体平成15年度、16年度並みの財政状況、あるいは投資事業に対する投資の金額、そういうものにもやっていけるだろうというふうな見通しを持っております。ちなみに行政が自助努力をする部分と、それから、今の案ですけど、金額で見ますと、行政が自助努力をする部分と、住民の皆さんに補助とかなんとかしております。この我慢をしてもらう部分、金額にしますと、行政が自助努力をする部分が8割、住民の皆さんに我慢をしていただく金額が2割、大体これくらいの構成比になっております。それぐらい私ども行政自体の努力というものが問われておりますし、また、この前も説明いたしましたが、平成16年度、そして、今年度、17年度の2カ年の努力の部分でかなりの部分が改善できているというふうに考えております。

そういう意味で、財政基盤強化計画、その第1弾として、市長の報酬、あるいは議員の皆さんの報酬の見直し、こういうことも私は提案をさせていただいております。どうか御理解をよろしくお願いします。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

次に、合併論議に終止符が打たれ、結果として何をすることができたかというところですが、先ほど部長の方から最初何も残らなかったと。しかし、いろいろ市民の方々、協議会に出られた方々は勉強になったとか職員はほかの自治体のことが勉強になったとかあるんですが、何が残ったかといいますと、これだけの時間と経費を使って残ったものは、市民の市政に対する失望感と鹿島市の財政危機だけだったんじゃないかなと私は思っております。

あと鹿島市が2市4町のときからいろいろ相手を模索して、最終的に太良町と合併ができなかった。しかし、その間のことは逐一新聞等で報道されておりましたので、県内のほかの自治体に鹿島市の印象を悪くしたように思うんですが、それについてはどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

鹿島市に何が残ったかというようなことで、市民には失望感しか残らなかったというようなお話でございますが、鹿島市にとって、先ほど申し上げましたように、この形としては確かに残るものはなかったろうかと思えますけれども、相手の町に対しての会議のやり方、それから物の考え方、こういったものはお金にかえられないものが職員の中にも、市民の中にも、そして、協議会の委員さんたちはもちろんでございますが、そういったものが残っていったんではないかというふうに思っております。こういったものはお金としては換算ができないものでございましょうけれども、そういったものは我々の財産として残っていったと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この問題は、今の時点で談じておられます、伊東議員はですね。この合併議論を始める前の段階で、これは考えるべきだと思うんですね。というのはどういうことかといいますと、これだけの時間と費用をかけるだけの価値が、合併問題を具体的に相手とやる、その価値があったんじゃないですか。だから、これだけの予算も議会の皆さんもつけていただいたんじゃないですか。これが合併が成就できていれば、これはやっぱり結果的には最高だったですけど、そういう意味では遺憾ながら合併成就ができなかったと言うべきで、だからといってこれが全部むだであったということには私はならないと思います。私は住民説明会のときも、合併問題というのは、一つは、我がまちのことをほかのまちと照らして考えるいい機会ですよということで住民説明会にも臨みました。これは随所でそういうことも言っております。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

それでは、この項目の最後の質問になりますけど、今後、鹿島市を魅力ある夢に満ちた活気のある鹿島市の実現策ということですが、この2年間、市長、一般質問の中で各議員さんがいろんな提案をされてきました。グリーンツーリズム、ブルーツーリズムとか、特区とか、このときの答弁が、私が覚えているだけでも3回ぐらいはあったと思います。この合併論議が終わってから考えましょうという答弁。じゃ、今後、今までこういうふうはこの一般質問の中で議員の皆さんが提案した部分は、少しでも実現可能として考えられるんでしょうか。今まで議員の皆さんが考えて提案をしてきた提言は全くむだになるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

総合的な判断をして、これはやるということであれば、それはやっていいわけだと思います。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

はい、わかりました。

今後、先ほども言ったように、財政基盤強化計画を行いながら、安定した鹿島市の今後の将来像というか、それをつくっていかねばならないわけですが、私も最後に、ここの未来像のところで一つ提案をして、この項目は最後の質問にいたします。

市長が提唱される大いなる田舎づくり、これはやはり自然を生かしたものだと思っております。今、問題になっています2007年からの団塊の世代の人たちの退職、このあたりが始まっていきます。団塊の世代の方々、相当な人数になり、これが首都圏等に住んでいらっしゃる方はやはり集団就職等で行かれて、地方という言葉へのあこがれもあります。60歳を過ぎて定年をしたときに田舎に帰りたいなど、そういうふうなとき、ここでもう一つ私の提案として、誘致策をミックスした分譲地販売並びにスローライフも用いた団塊特区というのを提案いたして、この項目の最後にいたします。これについて何か御答弁があったらお願いいたします。ないですか。じゃ、いいです。（「誘致策ですか」と呼ぶ者あり）誘致。

○議長（小池幸照君）

答弁ありますか。（発言する者あり）

続けてください。

○2番（伊東 茂君）続

じゃ、あとの二つの項目、農業振興による農畜産物の鹿島ブランド化についてと情報社会

への対応についてです。

先ほど課長の方から出荷状況等を説明していただきました。やはり露地野菜なんかは天候の変化で減少とか上昇というのはあるな。しかし、低価格でもありながら、農産、果樹というのはある程度安定した出荷じゃないかなと私は——今、出していただいた資料のほかに、JA佐賀みどりさんが扱っていらっしゃる分の出荷状況というのも一応資料としては持っておりましたが、そこと比較しても、そういうもんかなという気がしております。

あと鹿島産のブランド化の取り組みについて、やはりおっしゃるとおりに、安定供給、これがまず第一だと思うんですね。どれだけその商品が素晴らしい商品であっても、安定供給ができるかという面だと思っております。やはり答弁でもあったように、関係の団体と連携をしながら、そのあたりを少しでも広めていただきたいと思います。特に、一番最初に私が言いましたいさお早生ミカンというのは、多分これは今後目玉になってくる品種だろうと思っておりますので、ひとつそのあたりの情報も農業の方たちに伝えていただくようお願いをしたいと思います。

あと食品メーカーとのタイアップですが、今、私が聞いておまして、ああ、そのくらいだったかなと。もっと佐賀県内でもあるかなと思いましたが、やはり大手メーカーとなると、そんなにはなかったかなという気がしております。

あと行政側からのバックアップ支援として、そういうふうな食品メーカーにDMなり、そういうふうなを出す必要もあるんじゃないかなと。鹿島はこういうふうなのがこれだけとれていますよと、いい品種ですよと、それもやはり支援策としては必要じゃないかなと思っております。

あと情報化社会への対応についてですが、北村課長の方から、ホームページに関してですが、認識はしているが、コスト面が非常に高いというお話をいただきました。しかし、これはやはり考え方だと思うんですよ。この鹿島市がホームページを重要視しているのかどうか、ここが問題だろうと思います。どちらを優先的にとるのか。だから、これはやはり人によって考え方が違うと思います。パソコンを使わない方から見れば、何もないことだろうとは思いますが。だから、そのあたりをもう一回庁内でも協議をしていただきたいと思います。

あとメールでのイベントの情報などですが、これは前、中村雄一郎議員からも質問があったと思いますが、ここ数週間前も浜の継場に島倉千代子というあの歌手が何かの撮影に来たという情報が流れて、地元の方は皆さんこぞって見に行かれておりました。こういうふうな地元を題材にした撮影とかがあるとき、どうして何もそういうふうな連絡が商工観光課なり企画課なりを通じて流れてこないのかなと。全くこういうのは行政側に流れてこないんでしょうか。そのあたりを質問して、多分これが最後の質問となると思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この島倉千代子はちょっと今聞くまで全く知りませんでした。ただ、私もそういうふう感じていたんです。というのが、例えば、ガタリンピック会場とか浜の町並みとか、テレビ番組とかも非常によく頻繁に来ていますね。いわば全国放送のものもかなり来ています。これが市役所内部ということじゃなくても、市役所内部ももちろんですけど、市民の皆さんにやっぱりいろいろお知らせしておく必要があるんじゃないかと、私がかねがねそう思っておりました。それは今から方法を検討しまして、できるだけそういうふうになりたいというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

2回目の御質問にお答えをいたします。

この情報化、あるいはまたホームページ等々を市として重要視しているのかどうか、考えているのかどうかというような御質問だったと思います。

確かにこの情報化の時代ですから、ホームページ、その一つの大きな手段として私どもは非常に重要な、特に今後は重要視をしていかなければならないという考えは持っているところであります。ただ、現在のところはインターネットあたりの普及については、まだ鹿島市の半分以上がそういうことで利用しておられる状況でございませぬので、まだ紙による市報とか、そのほかいろんな媒体が必要かと思っているところでございますが、今後は情報化という時代の中ではホームページの重要性というのは今後ますます増してくるだろうというようなことは認識をいたしておるところでございます。

そしてまた、同じ情報化の中でも、そういった内容を充実していく面と、情報化を進める場合はもう一步セキュリティーの問題ですね、そちらの方が先決じゃないかというようないろんな御意見もあるわけですね。ですから、私どもはそういった面も絡めながら、今後そういった情報化の推進というものはしていかなければならないというふうに思っております。

それから、先ほど島倉千代子の件がありましたけれども、これについて、私の方も情報を受けておりませんでした。そして、商工観光課あたりもお尋ねしたところ、知らなかったと。それで、最後があそこ、継場あたりの関係していますまちなみ活性課ですね、あそこの方に問い合わせしたところ、そこに島倉千代子に来るぎりぎり何日か前ぐらいに聞いたという情報がありました。

そういうことで、これにつきましては、以前の部課長会の中で、こういった情報があった場合には、部課長会に間に合う期間であれば部課長会に諮って全庁的な周知を図ろうと。そ

れが間に合わない場合には担当課において部長あたりと相談しながら、これは全庁的に周知すべき事項かどうかを判断してもらって、回覧あたりで周知をしてもらうようにという形で一度は確認をしていたんですけども、今回の場合は短期間のことであったので、それも間に合わなかったという状況ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

以上で2番議員の質問を終わります。

ここで午前中の松尾議員の質問の中で訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

○20番（松尾征子君）

お許しが出ましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

少子化対策のところで大きな発言違いを私がいたしました。と申しますのは、今、お産費用が300千円、これを自民党の若手の国会議員が600千円にということの発言があったということ、本当にここは申しわけございませんが、300千円の手当では少な過ぎるので、600千円に上げなくてはいけないという発言をされたということがニュースで流れておりまして、非常に評価すべき点です。そこのところは本当に関係者の皆様には特におわび申し上げて、そこのところは入れかえさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。どうも済みませんでした。

○議長（小池幸照君）

次に、3番福井正君。

○3番（福井 正君）

3番福井でございます。通告に従いまして、一般質問いたします。私の場合、一問一答方式で質問させていただきますので、まず最初に、あらかじめ質問の趣旨を説明させていただきます。

まず、大きく分けまして、今回の質問は二つでございます。まず、鹿島市の防災対策について、2番目が207号線バイパス沿線周辺の開発についての二つでございます。

まず、鹿島市の防災対策についての質問をいたしますけれども、松尾議員が最初に私の言いたいことを大体質問されてしまったものですから、私の聞くことが少なくなってしまうけれども、私なりに質問させていただきます。

皆さんも御記憶のとおり、3月20日に福岡県西方沖を震源とする地震がございました。福岡市では大変大きな被害がございまして、鹿島市でも相当揺れがございました。私の近くでお寺のかわらが落下したりとか、ブロック塀が倒れたりとか、これは卑近な例でございます。私のうちでも大体大きな家具には地震対策の金具で固定しておりましたけれども、たまたま固定していなかった家具が倒れまして、中の食器が全部壊れてしまったとか、本当に初めて

の経験でございまして、こういうこともやはり鹿島市でもあるんだなと改めて感じた次第でございまして。

昨年は新潟県中越地震ですとかインドネシア・スマトラ沖地震ですとか、鹿島市でもほかに台風被害も発生いたしましたことは大変記憶に新しいこととございますけれども、このように通常我々は地震があるなんて思っていなかったんですけれども、予想ができないようなことが起きるんだなということを改めて感じた次第でございまして。これらの災害についてどのように鹿島市として対応していかれるのかについて、あと一問一答方式でまず質問いたします。

大きな2番目の207号線バイパス沿線周辺の開発についてでございますけれども、207号バイパスは、4車線化が着々と進みまして、平成17年度末には黒川のところまでが大体完了するというところでございます。そうなりますと、他市町の例を見ましても、バイパスの沿線にさまざまな店舗だとか施設が建設されていくのではないかなというふうに思われるところでございます。だけど、現在、バイパス沿線の土地、農地でございますけれども、これは農振地でございます、他の用途には転用できない状態ではないかなというふうに思っております。しかし、そういう中でも全国的に見ましても、そういう農地がいわゆるいろんなことに、特に大型店舗等に転用されるという例がたくさんございます。

そういう中で、ことしの4月ですけれども、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の四つの団体が連名で、まちづくりに関する要望というのを決議されまして、国会及び政府に対して現行のまちづくり三法の抜本の見直しを訴えられたということがございました。こういう状況でございます。

そして、我が鹿島市に振り返ってみますと、いわゆる農振地でございますけれども、これが指定が解除されますと、さまざまな動きがまた出てくるんじゃないかなと。そうなってきましたときに、ある意味でいったら無秩序な開発を容認していくのか、それとも、いわゆる鹿島市独自のまちづくりについての計画を持って行うか、それによって沿線の風景ですとか既存の店舗に対する影響というのもさまざまな形で生じてくるものだというふうに考えております。また、農振地は優良農地でありまして、優良農地を失うということにもなりかねません。

6月8日の佐賀新聞の報道によりますと、鳥栖市のジョイフルタウン鳥栖、ここに核店舗でジャスコが入っていらっしゃいましたけれども、ことしの8月31日で閉店する、撤退されるということでございます。これは久留米市ですとか、ほかの商業施設との競争が激化ということで、売り上げが目標に達しなかったということでございましょうけれども、いずれにしても、そういう利益が上がらないという状態になれば、そういうふうに撤退をされると。これは鹿島市でも前例がございまして。鹿島市にはピオさんがございましてけれども、ピオにもジャスコさんがいらっしゃいましたが、結局、途中で撤退をされたということ

でございます。

ということで、これは私の商業者としての考えですけれども、バイパスの沿線にいわゆる大型の施設ですね、例えば、24時間営業だ、駐車場が3,000台とか4,000台とかいう規模の施設ができたとしますと、例えば、今の佐賀市を見ましても、久留米市を見ましても、よその市というのは商店街の50%以上がシャッター通りといたしますか、空き店舗になっているという状態でございます、こういう状態に鹿島市もなるかもしれないという状況でございます。

こういう状況を踏まえまして、この二つ目の質問も一問一答方式で質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、次は質問席から一問一答で質問させていただきます。

○議長（小池幸照君）

第1問目ば言うてよか。

○3番（福井 正君）続

ああ、第1問ですか。はい、わかりました。

第1問でございますけれども、鹿島市の防災対策ということで、まず、通報体制ということでございます。

3月20日の地震の際に、実は鹿島市の震度の発表がなかったと。そのとき私もたまたま地震のとき、揺れていましたけれども、すぐテレビをつけました。テレビつけたら1分後ぐらいに、NHKだったんですが、すぐ震度の発表があったんですね。そのとき佐賀県南部震度6弱と出たんです。震源地が発表がなかったんです、その段階では。福岡市も同じ震度だったんですね。ということは、これはひよっとするぎ有明海やったかもわからんと、私はとっさにそのとき思いまして、たまたま子供たちが遊びに来ていましたから全部2階に上げて、というのは、津波が来たらいかんなど。まさか津波は来んやろうと思いましたが、ひよっとするぎ有明海やったら津波の来るかわからんよということが心配で、すぐ上がったんですね。その後、鹿島市の震度というのが発表がなかったんですよ。あと細かい震度がずっと発表されてきますですね。そのとき、幸いこちらの方は震度3ぐらいだったということ、鹿島市以外はですよ。そういうことがわかったので、それぐらいだったんだなということがわかったわけでございますけれども、その後、ちょっと市の職員の方にお聞きいたしましたら、鹿島市の震度計というんですかね、これがいわゆる気象庁の規格じゃなかったと。これは文部科学省からの地震計でありまして、要するに気象庁がそれを取り上げてくれないという状況だったということをお聞きしまして、そういうこともあるんかなと、そのとき改めて感じました。それほど地震に対する脅威というのに関心がほとんどなかったんじゃないかなというふうに思いますけれども、ただ、6月4日の佐賀新聞によりますと、佐賀県としては、そういう気象庁の基準に合わない震度計の震度も佐賀県として発表されるということになる

そうでございますから、ある程度、県を通じ情報を知ることはできると思いますけれども、そこで、まず一つです。

まず、地震計について、先ほど松尾議員も質問されましたけれども、これの更新について、県を通じて国に要望しているという答弁があったと思いますけれども、ちょっと見方を変えて、もし国が予算がなかったということになりますと、地震計がないという状況が永遠と続くわけでございますけれども、これに対してどういうふうにするかということを一回目質問いたしまして、あとは質問席から質問いたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

福井議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、松尾議員の御質問の際にもお答えしております鹿島市の震度計につきましては、平成8年に文部科学省が設置したものでございます。その後、8月に佐賀県震度情報ネットワークシステムが佐賀県下において市町村で構築をされまして、そのデータを国が集約しながら正確な情報として流しているところでございます。

その当時におきましては、そのときは鹿島市、伊万里市の震度情報も他の市町村と同様に取り扱うというような約束事ございました。そのときは佐賀県においては地震が少ない地域である、余りないだろうというような予測があったのではないかなということで、私どもといたしましては、そのときの約束事項がほごにされたというようなとらえ方をしておるところでございます。

震度計につきましては、松尾議員の御質問にもお答えしましたように、現在、佐賀県におきましては、18年度の政府予算の要求の項目に重点項目として全市町村の震度を公表というようなことで要求をされておるところでございます。当分の間はその推移を見守っていきたいというふうに考えておるところでございます。もしこれが認められなかったということでございますと、さっき申し上げました平成8年8月には佐賀県の事業で震度情報ネットワークが構築されておりますので、伊万里市とも連携を組み合わせながら、佐賀県の方で鹿島市の震度計の更新というのですか、そういう要望活動をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

地震計、震度計は大体わかりました。これはできるだけ早く更新されることを願っております。

それから次に、この通達といいますか、伝達について次にお尋ねいたしますけれども、実

は防災無線でございます。防災無線につきましては、今、着々と改良されているというふうにお聞きしておりますけれども、例えば、これは私のうちの場合でございますけれども、非常に言葉が聞き取りにくいんです。これはなぜかといいますと、一つは音波の特性だと思えますけれども、防災無線のいわゆる子局が二つか三つあるんですね、私の近所に。一つ、一番近いところが先に聞こえてきまして、0.5秒ぐらいに次のが聞こえてきます。ということは、言葉がかぶさって聞こえるという状況が生まれております。ほかの地区はどうなのかわかりませんが、防災無線自身が非常に聞き取りにくいということでございます。この聞き取りにくい、これは私のところだけなのか、ほかにもそういう地域があるのか、調査をされているのであればお答えいただきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

防災無線が聞こえにくいのが、その対策はという御質問でございます。

防災無線の状況につきましては、昨年の6月に各地区の区長さんに調査を依頼いたしまして、その調査結果に基づきまして調整をいたしております。これからも必要に応じて、各地区の区長さんとも情報をとりながら調整を図っていきたいというふうに考えております。市内で聞き取りにくいところが多少あるということでございまして、その地域につきましても、これから検討、対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

聞き取りにくい地域もほかにもあるということで改良はされていくんだらうというふうに思いますが、例えば、防災無線というのは、そういう聞き取りにくい地域というのはどうしても出てきますし、本当に何を言っておられるかわからんという状況が実際あるのはあるんでございます。そうであれば、ほかの伝達手段というのも考えられた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですね。例えば、今、ケーブルテレビがちょっと世帯数がどれぐらいかわかりません。去年の段階で1,200世帯、1年ぐらい前で1,200世帯、今は1,500世帯ぐらいいっているのかわかりませんが、鹿島市の1万世帯の15%ぐらいの世帯しかまだ行き渡っていないわけですが、例えば、ケーブルテレビを通じて、そういう情報を流されるということは、これは松尾議員も言っておられましたけれども、そういうことは考えておられるということでよろしいですね。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

例えば、火事の発生にしろ、市民の皆さんに伝えるために、市役所の拡声器一つで昔はしよったわけですね。今、あれは数ほどのくらいかな。（「37です」と呼ぶ者あり）37かな、37ぐらい。これはある意味では、今の段階でここまで言い切っていかどうかわかりませんが、あのやり方自体の限界はあると思うんですね。風向きによっても違いますし、また、距離が遠過ぎたら聞こえない。近くなったらかぶさってくると。だから、これはこれである程度我慢をさせていただいて、先ほど松尾議員も御提案いただきましたように、福井議員も今言うていただきましたが、ほかの手法とあわせて、なるべく市内全域に知らせることのできるように今から体制をしいていくと、こういうふうにはやらなくてはいけないというふうに思っております。まず、その段階としてCATVによる通報というのは有力な手段だということでもあります。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

これは私なりの提案でございますけれども、もう一つ、いわゆる確実に通達、伝達ができる方法というのがございました。それはミニFM放送というものでございまして、ミニFMというのは、実を言いますと、0.6ワット以上、約100ワットぐらいまでの送信能力、これをミニFMと言うそうでございますけれども、これはいわゆる営業免許を持った放送でございます。実は電波法の中で営業免許が要らない放送というのがあります。これは出力0.5ワット以下です。0.5ワット以下の電波の発信であれば電波管理局の免許が要らないというのがございまして、例えば、うちもコードレスホンというのがございますね。あれは到達距離は約100メートル、非常に微弱電波です。それも100メートル届くわけですね。これはどれくらい、すごく微弱な電波です。私たちが持っています携帯電話、これは多分0.01ワットぐらい。これで約1キロぐらい届くということになりますね。この商業放送で言いますと、FM佐賀というのがございますけれども、有田町にありますアンテナの出力は1ワットなんです。1ワットで有田町全域、多分、山内町のあたりまで全部届きます。ということは、0.5ワットであれば、かなりの距離に電波を飛ばすことができます。

今、37カ所に防災無線のアンテナというか、鉄塔があるということをお聞きいたしました。これに0.01ワットぐらいの出力の送信機を全部につけますと、鹿島市全域に全部電波が届きます。FMラジオというのは車にもついてますし、大体家にもラジオはあります。それから、携帯ラジオも当然お持ちだと思いますけれども、テレビとラジオの大きな違いはどこにあるかといいますと、災害時に、テレビだと電源が切れますと、もう使えない、見られないんです。ところが、ラジオですと、車は当然バッテリーがありますし、携帯ラジオだと電池が入っていますから、常時どういう場合でも聞くことができます。一番いい例が阪神・淡路

大震災がございました。このとき、いわゆる大手の放送会社よりも活躍したのが実はミニFMだったんですよ。ミニFMの人たちが震災の後に、いわゆる知り合いの方がどこにいるかとかいう情報を丹念に集めて、それを放送されていた。それで、市民の方が大変安心なされたということがございました。

実は新潟県中越地震でもそうでした。あそこは商業放送なんですけれども、出力20ワットのミニFM局があります。この局がいわゆるつぶさに震災地を取材して、例えば、余震があったら、次にどういうふうな指示をすとかということをしたと。お聞きするところによりますと、新潟のミニFMは出力が100ワットまで上げられまして、もっと広域に電波が届くようにしたいというふうに言っているらしいとございます。

実は家庭にありますラジカセですね。できれば古いタイプがいいんですけど、あれは受信ですけど、これに発信の装置をつけて、ちょっと簡単な設備をつければ簡単に送信ができるそうです。費用が30千円か50千円ぐらいでできるんじゃないかなと、1機当たり。ですから、大した費用もかからんでできるんじゃないかなと思いますけれども、これは今初めて聞かれて、答弁もしようがないかわかりませんが、どういうふうな感想をお持ちになったかお聞きしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

新たな通報体制として、ミニFM放送ということで御提言でございます。

このミニFM放送につきましては、災害発生時に鹿島市において市民の皆さんがどの程度利用されるか、そこら辺のニーズ関係が全くわかりませんし、また、受信する場合にはアンテナの購入とかチューナーの接続の問題とかありますし、また、送信する側の体制の問題、機械の導入の関係もありますので、しばらく勉強をさせていただきます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ぜひ勉強をしていただきまして、これは本当に費用がかかりません。かからなくて、免許も要らないのでできる方法でございますので、やろうと思えばできることでございますから、そして、しかも、今から放送しますよということを防災無線で流せばいいんです、最初に。何ヘルツに合わせてくださいと言え、ラジオを合わせるだけのことでですから、別に難しいことじゃございませんので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

では、ミニFMについてはこれで終わります、次に、災害が起こったときどうするかということについて質問いたします。

台風ですとか集中豪雨ですとか、鹿島市の場合、水害というのは以前は常襲でございまし

た。幸い最近河川改修も進みまして、いろんな対策も進みまして、水害は本当に非常に減ってまいりましたので、喜んでおりますけれども、ただ、一番問題は、大規模地震で、震度3ぐらいですと大規模地震じゃございませんけれども、もしこれが大きな地震、震度5以上の地震が起きたり、津波というのは有明海では考えられんことだと思いますけれども、ただ、この間は天草沖でも地震がありましたから、あれは天草がなかったら、ひょっとするぎ津波が来ておったかもわからんわけですね。そういうことも考えられんことでもございません。

そういうとき、地震だけじゃなくて、いろんな集中豪雨ですとかなんとか、いろんな災害があると思いますが、そのとき、これも松尾議員が先ほど質問されましたけど、いわゆる避難の指示ですとか避難場所についての市民への周知ということで先ほど聞かれましたけれども、避難の場所につきまして私は質問します。

実は鹿島市のホームページを開いてみますと、避難場所がありました。実は私も初めてホームページで見た次第でございます。私のところは鹿島地区でございますので、どこに逃げるぎよかかにかと見たときに、一番近いのが佐賀西信用組合の本店だったんです。問題は、3月20日は日曜日でございます。土、日、祭日は休みなんですね。そいぎ、休みのときはどこに逃げるぎよかかなというぎ、武道館にしかないと、こういう状況でございます。

問題は、そういう休みの施設に対して、災害時にどのような対応をするようにされていらっしゃるのか、このことについてお聞きいたします。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

避難場所についてお答えをいたします。

先ほども松尾議員の御質問に対しまして答弁をいたしましたけど、防災ハンドブックに掲載をいたしておるところでございます。

そのときに一部見直しをしている箇所があるということを申し上げましたが、それが佐賀西信用組合等のそういう現状に即しない箇所が幾らかあるということで現在見直し作業を回っております、その関係者ともども協議をしながら、それができ次第、最新のものを皆様方に広報したいというふうに思っておるところでございます。

緊急時に避難をしていただくということで、市民の皆様をお願いしたいことは、自分が住んでおられるところ、またはお勤めをしておられるところの辺の避難場所の確認を各自で把握をしていただいて、的確な避難体制をとっていただきたいというふうに思っておるところでございます。

広報につきましては、先ほど申し上げましたように、防災行政無線とか広報車による広報活動、そして、ホームページ、ケーブルテレビ等でお知らせをしたいというふうに考えてお

るところでございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

避難場所について、あと一つ。例えば、水害のときと地震のときと火災のときとは、避難の仕方が違うんじゃないかなと思うんですよね。だから、それぞれに区分をして避難場所をつくれるのかどうかだけお聞きします。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今お聞きしよって、いわゆる西牟田とか高津原とか、高津原は水害のときはそうないかわかりませんがね。確かに人口密集地にしては、ちょっと私もそこまで考えておりませんが、佐賀西信用組合だけではちょっと少ないなという気がします。

今度の見直しについては、各区長さんたちとも十分協議をして、そして、民間の施設もできるだけお借りして、協力していただくようなことも入れながらやっていきたい。

それから、御指摘のように、例えば、地震に対してと水害に対してはやっぱり違いますね。例えば、地震が起きたときは、今度は西牟田は北公園という大きな避難場所がありますが、しかし、水害のときはあそこは遊水地にするという、むしろあそこにためるような高さにしてありますのでね。だから、そのあたりも少し区分けをしながら、こういう大きな地震があったという機会をとらえて、少し細密にわたって検討をし直したいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

防災対策につきましては今度が最後の質問でございますけれども、いわゆる大災害がありますと、一番足らなくなるのは水とか食料とか医薬品、いわゆる生活物資が不足していたことは、阪神・淡路大震災ですとか新潟県中越地震を見ましても、そのとおりでございます。インドネシア・スマトラ島沖地震でも大変な不足があったと。このような事態に対応するときに、どうやってするかというと、水、食料とか医薬品ですね、こういうのを備蓄しておくということが必要だと思います。備蓄が鹿島市の場合はなされておるんでございますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

災害発生時の水、食料等、医薬品等の備蓄状況という御質問でございます。

鹿島市独自では現在は備蓄はいたしておりません。災害救助法の適用があった場合には、佐賀県知事が対応するという事になっております。

現在、ことしの17年度予算につきまして、大災害に対応する心というのですか、備蓄ということで、17年度につきましては、毛布を100枚、敷きマットを100枚、そして、救急患者に対応するために担架を5台ということで購入の計画がございます。今後は計画的な備蓄をですね、そういう物品の購入の計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

済みません、防災でもう一つありました。先ほど備蓄に関しては県でそういうような対応をするということでございましたけれども、佐賀新聞によりますと、県民災害ボランティアセンターというのを設立準備されているということが新聞に載っておりました。災害時に何かをしたいという方を登録しておいて、住民同士で助け合うという体制をつくるということだそうですけれども、実際、阪神・淡路大震災にしても、新潟県中越地震にしましても、ボランティアの方がすごく活動なさいまして、それがすごく助かったし、励みにもなったというふうに聞いております。県でまだ構想の段階であって、指示も何も来ていないと思いますけれども、こういう体制を鹿島市ではどのようにお考えなのかということを防災の最後の質問にしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

災害情報を受けた場合の支援体制ということでございますけど、消防組織法の第21条によりまして、近隣の市町村については必要に応じて相互に応援するように努めなければならないという規定がございます。これを受けまして、その災害につきましては、火災の防衛、そして、その他の災害といたしましては、水害とか地震災害等がその規定に該当するものでございます。

塩田町、太良町、嬉野町、有明町、そして、長崎県の大村市との間では各協定書を結んでおりまして、人的、物的な応援体制をとるようになっております。そのほかにつきましては、全国青年市長会の中で災害相互応援ということ、また、全国かしま連絡協議会の中でも相互応援協定を締結しておりまして、それぞれ救援物資を受けるとか人的な応援を受けるといったようなことになっておりますし、また、災害に応じましてはボランティアを募集しながら、その復旧業務に従事する、活動するというようなことを考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ありがとうございました。

次は大きな2番目の質問でございまして、207号線バイパス沿線周辺の開発についてということについて、先ほど趣旨は私もお話ししましたので、そのとおりでございますけれども、まず、1番目の質問でございまして。

あそこの207号線沿線には北鹿島と中村と鹿島西部と3カ所の農振指定地があるというふうに思っておりますけれども、この指定の解除と申しますか、この時期というのはいつなのか、まずお答えください。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

早い方から申し上げますが、中村地区が平成19年4月1日となります。それから、北鹿島地区と鹿島西部地区は時期が同じでありまして、平成21年4月1日となっております。ただ、議員が申されます指定解除という意味を、その時期が到来すれば農用地区域から無条件で除外できるということではございませんので、その点についてはよろしくお願い申し上げます。

また、除外に当たっては、農振法で四つの条件、判断基準がございまして、いずれもその四つが満たされているということが必要でございます。それで、この3地区は御存じのように県営圃場整備が実施されておりますので、4要件のうちの一つであります転用の予定地が土地改良事業の工事の完了公告後8年以上経過していることについてのみ、先ほどの時期をもってクリアができるということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

指定解除されたから、すぐほかに転用できるということじゃないということでございますので、まず、とりあえず安心いたしましたけれども、現在の農振地ですね、農地法では第1種農地、第2種農地、第3種農地というふうに種別があるということでございますけれども、現在の農振で指定されている農地は第何種の農地でございましょうか。

○議長（小池幸照君）

一ノ瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）

北鹿島地区、中村地区、鹿島西部地区につきましては、それぞれ土地改良事業の対象にな

った農地でございます。したがって、第1種農地と考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

それでは、第1種農地だということでございますけれども、第1種と第2種と第3種でそれぞれいわゆる用途の規制と申しますか、そういう違いはどのようなものがあるかお答えください。

○議長（小池幸照君）

一ノ瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）

農地区分につきましては開発の規制があるという御質問ですが、農地法の中に農地の区分に応じた許可基準が示されております。農地の開発を一番厳しく規制してあるのが農振地域内にある農地です。この農地には207号バイパス沿線の農地が該当します。原則開発できないことになっております。この農地を開発するには、農振地域からの指定除外が必要になります。この優良農地を第1種農地と言います。土地改良事業の対象になった農地、また、20ヘクタール以上の集団農地、こういうものでございます。この農地も原則開発できないことになっております。

次に、農地区分の中に第2種農地があります。近い将来、市街地として開発する環境にある農地、駅からおおむね500メートル以内の農地、これについては開発の規制は第1種農地より少なくなります。

最後に、第3種農地がございます。駅からおおむね300メートル以内にある農地、都市計画法の用途区域の農地ということになります。これは開発の規制がほとんどない農地ということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ありがとうございました。

バイパス沿線の農地はすべて第1種だということで、いろんな開発はできないというお答えでございましたけれども、これはあくまで原則としてというのがついておまして、原則としてできないけれども、例外的にはどのようなものが開発できるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

一ノ瀬農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（一ノ瀬健二君）

開発の例外規定ということの質問だと思いますけれども、主なものとしたしましては、集落に接続して住宅などを建設する場合、農家住宅とか分家住宅、それから、店舗、事務所、そういった部落に係る建設については許可しますということでございます。それから、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設建設の場合、集落とか農村の公園、広場などです。それから、工場相当規模の店舗など、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設建設の場合です。それから、国道、県道に接続した流通業務施設、ガソリンスタンド、ドライブインなどの沿道のサービス施設建設の場合、こういった場合に例外的に許可することができますとされております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

ありがとうございました。

例外が非常に多くてびっくりいたしましたけれども、今言われる農業者の方の就業機会があるのであれば、工場ですとか大型の商業施設でも構わないということであれば、何でもできるということにもつながってくるのではないかなというふうに今私は感じました。

これに関連いたしましてですけれども、5月から実は鹿島市内6カ所で鹿島商工会議所と鹿島市の商工観光課、都市建設課、農林水産課で一緒になって、商工会議所の会員に対して御意見の聴取をされました。これは207号バイパスの沿線について、どのようにした方がいいかなということで意見の聴取をされたわけでございますけれども、その中で、出席者が6カ所で62名いらっしゃったそうございまして、これはざっとその内容を読みますと、これはあくまでも商工業者の意見なんですけれども、やはり大型の商業施設等が来るというのは困りますという御意見が大多数でございました。ほかにも来た方がよかくさいという人もたまにおんさったですけれども、大多数がそれには反対だと。というのは、冒頭に申しましたように、佐賀市の例を見ましても、大型のショッピングセンターが郊外にどんどんできてきますと、中心部というのはどうしても空洞化してしまいます。どんなに経営努力をしましても、相手は大資本です。大資本で低価格、しかも大駐車場がある。これには太刀打ちできない。いわゆる零細の業者があれと同じ価格で仕入れることもできないし、駐車場もそんなに多くつくこともできません。これと対抗しようと思っても、商店街が連携していろいろなことをやっていますけれども、幾らやっても対抗することはまず不可能でございます。ですから、全国各地いろんなところで、中心部、いわゆる商店街というのは空洞化してしまって、シャッターがおりてしまうというような状況になっているというのが全国的な例でございます。

鹿島市につきましても、先ほど例外的には、いわゆる農業従事者の方の雇用の機会等があ

ればできると、つくることができるというお答えがありましたですね。ということは、鹿島でもそういうものができる可能性があるというふうに考えていいのかどうか、これを次に質問いたします。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

事業者との意見交換会についてお答えをいたします。

この意見交換会は、5月10日から26日でございますけれども、その間の6日間行っております。地区では鹿島地区、古枝地区、七浦地区、北鹿島地区、浜地区、それと納富分、能古見地区と一緒にやっております。今ありましたように、参加人員は62名の方に参加をいただいております。これは商工会議所の会員の方に、市の方からでございますけれども、農林水産課、都市建設課、商工観光課の方から出席をいたしております。

いろんな意見が出ましたけれども、開発に反対する立場の意見でございますけれども、バイパス沿いが開発されれば、武雄市や伊万里市のように中心市街地は悲惨な状態となるというふうな意見とか、農地として残すのがよいというような意見がっております。また、開発に賛成する立場の意見としては、大型店も現実として拒むことはできない。自分たちがそれに備えて準備しておく必要がある。また、消費者にとっては選択肢が多い方がよいというふうな御意見がっております。また、その他の意見、要望といたしましては、人口をふやす事業、施策をしてほしいとか、商業者、農業者も生きていけるような施策をしてほしいという、以上のような意見や要望等が出されておりました。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

先ほどの御質問で、バイパス沿線に沿道サービスのなもの、あるいは大型店舗、そういったことで転用計画があった場合どうかということですが、これは先ほどの時期との関係でございますけれども、工事完了公告後8年を経過いたしておりますれば、申請を受理せざるを得ないというふうに考えます。それで、事務手続といたしましては、市長が鹿島市農業振興地域整備促進協議会に諮問をいたします。それで、協議会においては農振法に照らしまして、農用地の集団化、あるいは農作業の効率化など、農業上の効率的な利用への支障の有無などについての農業委員会や土地改良区の意見を踏まえた上で検討をいただくということになります。それで、その答申結果が申請地が農振除外の対象ということで判断をされれば、県との事前調整を行い、問題がないということになりましたら、農振法にのっとりまして、公告縦覧、異議申し立て期間を経まして、知事と協議をするということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

いずれにしろ、そういうところで、いわゆる農振協で審議をされて、いいということになればできるということになるのかなというふうに判断せざるを得ませんけれども、もう一つ、例えば、大型商業施設以外で、先ほど言われたガソリンスタンドとかコンビニとか、いわゆる沿道サービスの方のものをつくらとしますですね。ところが、そういうところというのは、バイパスから何百メートルも要らんわけですね。10メートルか、20メートルあればよかけですけど、それを切り取って、そこだけいわゆる転用を認めるということは、これは農家がされるんだったら問題はないでしょうけど、ほかの業者が来たとき、そういうことができるのでございましょうか。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えいたします。

転用計画に必要な面積に応じた土地について、分筆をすれば可能と考えます。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

可能だということでした。それで、これは私の個人的な考え方ですけども、やはり沿道サービスの設備というのは必要なものではないかなと個人的には考えておりますけれども、ただ、いわゆる鹿島市の中心部と言ったらいけませんけど、商店街にとって一番困るのは、低料金で24時間営業の大型の商業施設ができること。できる可能性があるということですので、今のお答えは。そうなりますと、鹿島市にとっては、我々にとりましては非常に大きな脅威でございますし、いわゆる商売としての存続にかかわる事態が生まれてまいります。

そこで、日本各地のいろんなそういう規制を考えていらっしゃる例を探してみました。一番最初に、決まっているところと、今からやる、考えているところと両方ありますけど、例えば、福島県というのは、県ですけども、条例化も視野に入れて検討中ということ、特定大型店の立地に関するビジョンをつくり、市町村間の好意的な合意形成を促し、ゾーニング（土地用途の限定、指定）の設定を積極的に支援。計画は事業者が県に届け、立地市町村、周辺市町村からの意見を聞き、県として可否、適否を表明。大型店の地域貢献を引き出すために、マニフェストの提出を要求するということです。だから、地域貢献のため

のマニフェストを出しなさいということでございますね。あとこれは実際されている長野市でございますけれども、一定規模以上の大型店出店に対して、立地による近隣へのさまざまな影響を考慮し、適否を判断する「大型店出店対応システム」を実施。第三者機関大型店等出店土地利用委員会で出店の影響、波及効果、住民の意向などを検証し、市の基本方針を決定する。出店の妥当さを審査し、計画変更や中止もあり得る。都心に商業施設を誘致、郊外は抑制する。ゾーニングは市街地だけではなく、行政区全体を対象に店舗展開を示すというふうに、全国で七つぐらいのところでこういうことをなさっています。

今のいわゆる三法の中では、こういう規制というのは実際はできないということになっていきます。冒頭に申しましたように、日本商工会議所初め、四つの団体はこの三法を外して、いわゆる市がもとの大店法ではないんですけれども、もう少し規制がきいたものにしてほしいという動きが当然あっています。ただ、これはまだ法律として成立していませんから、いかんともしようがございませんけれども、こういう事態が起こったとき鹿島市としてどのような対応をされるのか、まずお聞きします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

御質問の中で、今の御質問は、鹿島市として規制という視点でどうかというふうなことでございますけれども、そのことは後でちょっとお答えするとして、今ずっとバイパス沿線のこと御答弁申し上げてきました。市としてバイパス沿線をどう考えているかということをごここで申し上げますけれども、まだ方針をどうするという、いわゆる方針決定までは至っておりません。6地区の説明会でいろんな意見が出ました。大店が来てもらったら困ると、それから、大店の進出での雇用の効果といった側面の意見も出されております。今、こういったいろんな意見はシミュレーションをしています。例えば、大型店の問題では、出店規制と、そういう側面を一つ考えると。それから、もう一つの側面としては、大型店排除という一色ではなくて、その集客力を中心市街地の活性化に生かせないかという側面、そういったことの両面、そして、当面法的面も含めまして現在検討を行っております。

ただ、先ほど鳥栖市の話が出されまして、大店がやめてしまって閉店するとなると、非常に地域に影響が出てくると。これは本当に全国的な深刻な問題になっております。御質問の中にもありましたけれども、日本商工会議所さんあたりが国に働きかけておられるというふうなことです。そういった背景かどうかわかりませんが、今、国では専門家チームを設けられまして、例えば、中心市街地衰退の原因は何かとか、それから、郊外の大店が出店したことによって中心市街地にどんな影響を及ぼすかと、いわゆる中心市街地再生に向けての研究が行われているようでございます。そういった状況が一つあるようでございます。

先ほどの質問の規制という話でございますけれども、ちょっと紹介ありましたけれども、

全国的にもいろんな条例とか指針とかを設けて、大型店の出店を規制しておられるケースがあるようでございます。第三者機関あたりをつくられて、そして、規制をかけているケースと。条例上は計画変更をしなさいとか、場合によっては中止という勧告をすると。もしこれに従わない場合は公表をしますよと、そこまでだと思います。ここで法的に規制はできない。ですから、公表しますよというのが一つの条例の中で織り込まれているといった内容でございます。

ですから、私どもとしては、今ずっと研究——研究というか、シミュレーションをしていますので、こういった国の動きとか、それから、さっき紹介ありましたが、各自治体の取り組みなどを参考にして取り組んでいく、いずれは結論を出していかなければいけないと思っています。

いずれにいたしましても、あそこは第1種農地でございますけれども、事業完了後8年経過する要件など、ほかの要件、こういった一定の要件をクリアできれば、農振除外も可能ということになります。一定の規制はありますけれども、例外規定もあるというふうなことで、こういったことを踏まえながら、無秩序な開発だけは避けていく必要があるかと思っています。現段階ではそういうふうなことで考えております。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

規制についてはまだそういう方針決定していないでしょうし、当然、今の法律のもとではできないことだということはよくわかっております。しかも、鹿島市単独でそういう規制ができたとしても、隣の塩田町にできたら何もならんわけですね。武雄市でもそうですよ。だから、規制をもしするのであれば、国の法律が変わった後という前提ですけれども、例えば、県全部でやると、もしくは杵藤地区広域市町村圏組合というのがあります。この広域市町村圏組合の中でそういうことについてお互いの利益を考えて、いろんなことを検討していくということが私は必要なんじゃないかなというふうに思います。鹿島市単独でやってもほとんど意味がない話だと思います。ただ、農振が除外される要件があるという中で、鹿島市にそれができる可能性もあるということですよ。だから、それも含めて鹿島市にできますと、これは塩田町にも武雄市にも逆に言うと影響を与えるということにもなってきますので、そこで、例えば、広域でそういうことを話し合うというふうなお考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

現段階では法律が変わっておりませんから、1種農地の規制の範囲、それから、特例要件

の範囲では進出すると、これはどこでもそういった形なんですよね。あともし法律が変わったと、一定の昔の商調協みたいな形に規制ができるという形が出てきたとき、これは当然、近隣市町との関係プレーというのは、商店街の皆さんが一番わかっているからですね、そういった協議会の場あたりでは当然検討されていくべき事項だというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど御指摘がありましたように、この問題を一つの切り口からといいますか、鹿島市に鹿島市外からお客さんが買いに来てくれる数、それから、鹿島市内の人がよそに買い物に行く数、こういう切り口から考えますと、やはり商業施設というのは、ある程度集積をしたもの、あるいはいろんなバラエティーに富んだ商店というのが必要になってくると、これはだれでも考えることであります。

このことで実は変なところから話がありますが、3カ月ぐらい前に通商産業省のキャリア組の部長さんが私のところにぜひ訪ねたいと。この方は、お名前をお聞きしましたので、図鑑で調べましたら、やっぱり東大法学部出の方でしたけど、御用件はということをおっしゃると、実は新幹線問題だと。じゃ、いろいろお話をお伺いしますということでお見えになりました。その人は新幹線問題で鹿島市長の対応を評価すると、感動したと。特に、基本的地域権という概念を持ち出して、中央にこういうふうに言っていただくというのは自分たちにとっても非常に勉強になると。ついては、感動したので、個人的には鹿島市の応援、バックアップをしていきたいと、だから、何でも相談してくださいということだったんですね。そういう中で、鹿島市のまちづくりにも自分は協力したいということで、実はいろんな分析をしてこられました。これは確かに実数をつかんでやっておられたわけですが、そのとき非常にインプレッシブルな御指摘を三ついただきました。一つは、これくらいの自治体でいろんな条件を考えると、起債、つまり借金が少ないですねという評価をいただきました。これは御存じのように、この前からずっと皆さんに公表しておりますように、臨時財政対策債等を勘案しますと急激に減っております。それからもう一つが、こういう地方都市にしては財政バランスが非常にいいですねというふうな評価もいただきました。問題は三つ目です。三つ目で、つまり購買客が鹿島市からよそに出ていくより、若干ですが、入り込む方がまだ鹿島市はいいですと。1.07とおっしゃったですかね。これは隣の武雄市は、御存じのように、ストロー現象でどんどん出ていっていますからね、商店の人は非常に苦しんでおられます。こういう地方都市にしては非常にタイトなといいますか、堅実なまちに仕上がっていますねということで、じゃ、今後どういうまちづくりをしていきたいと思いますか、という話に話は展開したわけです。

入り込んでくるお客さんの人たちとストロー化現象で出ていく人、市としての判断は、やっぱりこの切り口も大切だと思うんですね。品物が鹿島市内には売っていないがゆえによそに行ってしまう、こういうことはやっぱり避けたいという気持ちもあります。御指摘のように、じゃ、大規模店がどんどんでき上がったら、ますます地元の商店、あるいは中心商店街、非常な危機感を持たれる、こういう図式もあるわけでありまして。もう一つの視点というのは、じゃ、消費者にとってはいろいろな選択肢が、あるいは商店同士の競争があった方が安くていいものを購入できるということになりますし、こういうものを総合的に私としては判断をしていきたいというふうに思っております。

したがって、実は担当の方には、特に北鹿島、中村地区について、農振除外という方向で一応検討してみてください。その結果、まず、いろんな人の御意見をお聞きしながら分析をして、じゃ、それはとても無理だという判断をするのか、あるいはできるだけそっちの方にいくというふうになるのか、今いろいろ中身で研究をしているところであります。

○議長（小池幸照君）

3番福井正君。

○3番（福井 正君）

これが最後の質問になりますけど、今、市長は競争することによって消費者にとっていい品物が手に入るということをおっしゃいましたけど、大型店と我々は競争にならんとですよ。既に競争力はありません、残念ながら。こういう状況の中で、もしそういうのができたと仮定をするならば、我々は町部から出ていかざるを得ないという状況も生まれるんじゃないかなというふうに思います。

それから、これはもう最後でございますけれども、今現在、バイパスができるという段階で今話をしていきますけれども、例えば、10年後、20年後、50年後を見たとき、そのときに時代がどう変わっているかなど。果たして今みたいな車社会なのかなど。車で行くような時代はもう終わっているかわからない。そのためにも長崎本線は残さんいけんとは思っていますけれども、そういう時代になったときに、町部の中に何も買うところがない。今現在でも魚屋さんにしても、八百屋さんにしても、果物屋さんにしても、もうほとんどないですよ。自分たちの生活に必要なものを買おうと思っても、買う店が既になという状況が生まれてきています。ますます空洞化していて、何もなくなった。大型店は利益に合わなかったら撤去しますよ。おらんごとなります。後に残った農地はどうなりますか。コンクリートで覆ったままじゃないですか。こういう状況が本当に鹿島市にとっていい状況なのか。私は非常に暗い状況じゃないかなというふうにしか思えません。これはもう答弁要りません。私の感想だけ述べて、終わります。

本当にそういうことも十分勘案していただいて、次、第4次総合計画を間もなく見直されるということでございますけれども、そういうことも勘案しながら、その計画の見直しをや

っていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。

午後2時52分 休憩

午後3時3分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

6番山口瑞枝でございます。通告に基づきまして、ただいまより一般質問をいたします。私の場合は併用ということでございますので、よろしく願いいたします。

3点について質問をいたします。

まず、1点目の介護保険についてでございます。

先ほど市民部長の方からの答弁の中でもありましたように、2000年度にこの制度がスタートして以来、初の大幅見直しとなる介護保険改正案が可決をしております。これは自民・公明・民主3党の賛成多数で可決されまして、参院にこれから送付され、今国会で成立の見通しということでございます。

この改正案は、高齢化の進展でふえ続ける介護給付費を抑えるのがねらいであるとしていきます。現状のままだと12年度に10兆6,000億円に達すると見込まれております給付費を、生活援助の見直しや筋力トレーニングによる心身機能の低下防止で抑制し、8兆7,000億円にとどめるとしています。

改正案によりますと、一つには、現行の要支援や要介護の必要が低い高齢者を対象とした新たな予防サービスを2006年度から導入する。要介護が軽い人に筋力トレーニングなどをしてもらい重度化を防ぐ新予防給付を導入することとなります。ずばり要支援、要介護1の人は原則として新給付に移行するとなっております。これは今まで要介護1で入所可能であったのが入所対象から外され、介護給付から新予防給付へ移行されるということです。現時点で施設に入所されております人にとって、本人のみならず家族の介護のあり方についても不安視される場所であると考えます。

二つには、現在、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等、保険給付されている介護施設入居者の、先ほど来から出ております住居費、食費を自己負担とするなど給付抑制策が図られ、施設入居者と在宅利用者との利用負担の公平性を図るということであり、これが本年10月から導入されるようです。

そこでお尋ねをしていきますけれども、現在本市におきまして、一つ、保険給付を受けられております施設入居者数、要介護1から5までの認定者数の数をお知らせください。

二つ目に、介護度により利用料が下がりますが、利用者の一月当たり平均支払い額はどれほどなのか。

3点目に、低所得者、生活保護世帯入居者数と軽減措置後の自己負担額はどれほどになっているのか。

今回の改正により、施設入所者の居住費、あるいは食費の自己負担で利用料増は、入所者にとってやむなく入所を断念せざるを得なくなるケースや、在宅介護による家族の経済的、精神的負担が再びあらわれることも予想をされます。しかし、先ほどもありましたように、低所得の人に対しては負担軽減が図られており、施設入所者の継続に支障がないような仕組みにはなっておりますけれども、私が問題にしておりますのは一般世帯の場合だと思われま。現在、施設入所者の1カ月の利用料は、介護認定度による1割負担と食費の一部負担、施設費等を含め、介護認定度により保険給付額は異なりますが、月平均約55千円から65千円の支払い額と思われま。これが10月から改正になります居住費と食費が全額負担となりますので、現在の利用料額に約30千円ぐらいの増となり、90千円から100千円の支払い額になると考えられま。

今回の改正は、施設入所者と在宅利用者の公平性を図るためとされておりますけれども、家庭的な都合により在宅介護をせざるを得ない場合や、施設入所利用料支払いが経済的に困難など、それぞれの家庭の理由があつてのことだと思ひま。

そこで質問をいたしますけれども、当市としての考え方をお尋ねいたします。介護給付の公平性を図るといふことであれば、在宅介護者支援として市独自の介護給付制度を設けて支援することは考えられないかといふことでもあります。また、在宅介護者の家族の精神的な負担の軽減を図る上でも検討の価値があると思ひまが、いかがでしょうか。また、低所得の人に対しては負担軽減が図られ、施設入所者の継続に支障がない仕組みになっていると先ほど申しましたが、この場合には特定認定証を施設へ提示するようになります。この認定証の申請と認定基準についてもお知らせをいただきたいと思ひま。また、認定の該当者がどれくらいになると予想をされるのか、お尋ねをいたします。

介護保険について1回目は以上です。

次に、2点目の個人情報保護法について質問をいたします。

本年4月より個人情報保護法が施行されました。民間におきましては、個人情報の重要性とお客の信頼に基づく責任を十分に認識し、個人情報について厳正、適切な取り扱いを行い、個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示、訂正、または利用停止などに関する請求については、請求者が本人であることを確認した上で手続を行うなど、綿密な対応が図られるものと思ひま。個人情報各課で他種目にわたり管理されている本市におきま

ては、現在までも個人情報保護については十分な配慮と管理がなされているものと思いますが、この法の施行によりさらなる対策が図られるものと考えます。本市で施行されております情報公開条例により情報公開や閲覧などがなされて、これはもちろん前提として個人情報保護に基づくものと思っておりますが、二つの条例の接点の部分できちんとした対応が図られていくのか、不安視されるところでもあります。

そこでお尋ねですけれども、本市の全庁的な保護法についての取り扱い方をお聞かせいただきたい。

また、2点目の公立学校における個人情報保護については、本市の条例が適用されることとなりますが、学校において問題意識が高まっているようですので、以下をお尋ねいたします。

一つ目に、中間試験、期末試験などの結果についての上位者の名前、点数、順位などを学年通信、学級通信に記載することは可能なのか。可能な場合の対応策。

二つ目に、卒業アルバムの作成、配付する場合の注意点。アルバムに住所録を掲載することは可能なのか。

次に、入学時における家庭調査票の作成と提出の注意点。

四つ目に、私物パソコンを学校に持ち込み、情報を保存する場合——ほとんど本市の場合もそうですけれども、備えつけのパソコンを使ってやるということが原則とされておりますが、学校の中でも私物のパソコンを学校に持ち込んでデータを入れるというようなことはないとも限らないと思っておりますので、そういう場合にどういうことに注意をしなければならないのか、どういうところまではそういうことが許されるのかについてお答えをいただきたい。

それから、学校のホームページを開設、公開する場合の注意点ということで、学校から児童・生徒の家庭に電子メールなどを送る場合があると思いますが、こういったホームページなどを公開する場合の注意点についてお答えをお願いします。

それから、これは大事なことだと思うんですけれども、緊急連絡網を作成する場合の留意点と、これは児童・生徒と保護者との連絡網、これについては氏名、住所、電話番号などの程度の情報を記載してよいのか。また、今児童・生徒を地域で守ろうと学校、地域、家庭の連携が図られ、開かれた学校づくり、あるいは110番の家、地域パトロール隊などの活動など、活発な地域活動が行われているところです。そこには、事件、事故等に対しても地域との連携が発揮されるところでございますけれども、地域と学校の緊急連絡網についても、どこまでどのような形が適当であると考えられているのか。

以上について、個人情報保護法について質問をいたします。

次に、大きな3点目の農業施策についてでございます。

2005年以降、向こう10年を見据えた農業政策の指針となる新しい食料・農業・農村基本計

画が3月26日、本国会で閣議決定をされました。これは食料自給率の向上や農業の構造改革など、政府が実施すべき施策を示した2000年策定の基本計画の実現がおこなわれている現状を受け、2003年から新たな基本計画の策定に取り組んできたものでございます。見直しの焦点となっておりました食料自給率は、2015年までに供給熱量ベースで45%にすることとし、かつては2010年までの目標であったのが、これは5年先送りされております。

そこで、もう一つの論点の焦点となっておりましたのが、経営の安定についての施策であります。新基本計画では、2007年度から品目別ではなく経営全体に目をやる直接支払いを水田作と畑作経営に導入するものです。

以下、本市の農業施策についてお伺いしていきますが、まず一つ、本市における農業助成直接支払い制度導入による集落営農認定農業者への支援体制をどう整えていかれるのか。今回の制度は、農家の規模などに関係なく米や麦などの品目別に支払っていた補助金、つまり、ばらまきを改め、2007年度から大規模経営などの担い手農家と地域ぐるみで取り組む集落営農組織に国の助成を集中する直接支払い制度を導入するのが大きな柱となっています。この直接支払いは、既に欧米で導入されておりますが、欧米は過去の経営面積をもとに支払い額を決めるのに対しまして、新基本計画では規模の拡大や品質の向上への努力も支払い額を算定する要素になるとしてあります。また、支払い対象を担い手に集中するという農業の構造改革を加速させる目的を持つため、これは日本型直接支払いというふうに呼ばれております。しかし、規模の条件については秋に結論を出すこととなっております。担い手については、認定農業者や集落営農など地域の実情を十分に勘案して決めるとされています。本市においても地域の話し合いと合意に基づいて担い手を明確にする担い手づくり対策を推進していかれると思いますが、今回の制度導入における集落営農経営体、認定農業者としての担い手育成についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、資料の提示をしておりますけれども、現在の集落営農の団体数、これが何戸一組の団体があるのか、それについて集落営農の面積、それから作付品目別の面積、それから認定農業者数、17年度の品目別補助金額をお知らせいただきたいと思っております。

以下については、2回目以降、一問一答でやらせていただきます。

以上、3点について1回目の質問をいたしました。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手譲二君）

6番山口瑞枝議員の介護保険の御質問にお答えいたします。大きくは5点かと思っております。

まず第1点目、保険給付を受けている施設入所者数ということと、要介護1から5までの認定者数でございますが、施設の入所者数につきましては、特養施設、老健施設、療養施設の平成17年3月末で延べ316名でございます。それから、要介護1から5までの認定者数

でございますが、平成17年4月末で1,008名、それからこれは参考でございますが、要支援は285名、合計で1,293名でございます。

次に、施設利用料の1日平均支払い額はということでございますが、施設の利用料は特養施設、老健施設、療養施設により、また高額介護サービス費、食費の標準負担減額等により違ってきます。これらを考慮せずに申し上げますと、特養施設で申し上げますが、1から5までありますが、要介護1と要介護5について申し上げますと、要介護1では43,710円、要介護5は52,170円、老健施設の場合ですが、要介護1は47,970円、要介護5は54,240円、療養施設の要介護1は48,000円、要介護5は64,200円でございます。

それから、次に保険給付の生活保護世帯と軽減後の自己負担額でございますが、保険給付の生活保護世帯は、現在、在宅サービスが14人の14世帯、施設サービスが8人の8世帯でございます。軽減後の自己負担額でございますが、これは要介護5で、多床室の場合で申し上げますと、第1段階で25千円、新第2段階で37千円、新第3段階で55千円となります。

次に、4点目の市独自の介護給付制度を設けられないかという御質問でございますが、家族介護の軽減を図ることは介護保険制度創設の目的の一つでもあります。今まで本人や家族が抱えてきた介護の不安や負担を社会全体で支え合うために、社会保険制度としての介護保険制度が平成12年度からスタートしたわけですので、在宅での重度者の介護につきましては、まずはこの介護保険制度を有効に利用されて家族の介護負担の軽減を図っていただきたいと思っております。ただ、現行の市の高齢者福祉事業の中で、家族介護慰労金として要介護4ないし5に認定された方で在宅で介護サービスの提供を受けておられない方に対しましては、年間100千円を支給する制度がございます。また、今回の介護保険制度改正の中でサービスの見直しとして、家族に対する相談、支援体制の強化を図るとともに、地域における見守りサービスや医療型多機能サービスなど家族の休息サービスの充実を図るとされております。

次に、認定証の申請と認定基準、認定の該当者についてのお尋ねでございますが、まず申請についてですが、介護保険施設、これはショートステイも含まれますが、ここに入所等してくる低所得者につきましては、食費、居住費について負担上限額を設け、補足給付、いわゆる特定入所者介護サービスの支給等の配慮を行うものとするものです。特定入所者介護サービスの支給につきましては、介護保険3施設の利用者のうち、利用者負担段階が第1から第3段階に該当する者で申請のあった者などとなっておりますので、この対象者を把握する必要があります。

これからの施行準備スケジュール案でございますが、今月中旬ごろに税の情報が確定されます。7月上旬に施設利用者への周知を図るために、杵藤介護保険事業所から介護施設へ向いて説明が行われるようになっております。7月末ごろに施設入所者を把握し、そのうちで利用者負担の第1から第3段階に該当する対象者を把握することといたしております。また、利用者負担第2段階対象者の把握を行い、必要に応じて対象者への勧奨を行います。8

月から9月に特定入所者認定の申請受け付けを実施し、申請受け付け後、所得段階の調整を行って、第1から第3段階のどの段階となるか把握いたします。9月中旬に特定入所者認定証の発行作業を行い、9月下旬に申請者に対して決定通知及び認定された者について認定証を交付するように予定されております。

次に、認定基準につきましてですが、利用者第1段階から新第3段階の層が対象になりますが、第1段階は市民税非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者でございます。第2段階は、平成18年度から賦課される保険料の新第2段階相当者とされております。市民税世帯非課税者、合計所得金額と課税年金収入額が800千円以下の者とされております。第3段階は、市民税世帯非課税で第2段階該当者以外の者とされているところであります。

認定の該当者の数でございますが、6月中旬に税情報が確定して該当者を割り出すこととなりますので、現時点では該当者の把握はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

私の方からは、山口議員の1回目御質問の第2点目、個人情報保護法について本市の全庁的な取り組み状況について御報告をいたします。

この法律は、高度情報化社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大し、一方では個人情報を悪用したさまざまな事件も多発していることなどから、個人情報の適正な取り扱いに関し、基本的面及び政府による基本方針の作成、その他個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業所の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の重要性に配慮しつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とするものでございます。

これを受けまして本市では現在、法の趣旨に沿うよう現行の個人情報の保護に関する条例の見直しに取りかかっているところでございます。具体的には、個人情報の取り扱いの事務及びその閲覧に関する規定の新設、国等との協力規定に関する新設、それから罰則規定等の改正などに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

山口議員に学校の対応についてということでお答えをいたします。

先ほど申されたように、個人情報保護法につきましては、教職員が問題の重要性を十分に認識しながらこれに対応をしていくということで、学校の方では行っているところでござ

います。

それでは具体的に、御質問の、まず試験の結果を学年・学級通信に掲載の場合とはということでのお尋ねですが、これにつきまして、小学校につきましては掲載している学校はありません。中学校におきましても、教科の平均点を掲載しているということにとどめております。

2番目に、卒業アルバムに住所掲載の場合とはということでございます。これはアルバムを作成していない学校が中に3校あります。また、作成をしているところでも、小・中学校の中で名前だけ掲載という学校が3校、それから氏名と地区名を掲載している学校が2校、それから氏名と住所、この住所につきましては小字ということで掲載をいたしております。

それから、家庭調査票の作成ということでのお尋ねですけれども、これは全小・中学校で作成をいたしておりますが、この取り扱いについては十分に学校として配慮を行っているところでございます。

それから、私物のパソコン持ち込みによる情報の保存ということでございます。これは、学校におきましては一番問題なところでございまして、現在学校に市で配付をいたしておりますパソコンの数は、小学校の場合、パソコン教室に22台、中学校の場合は44台を現在配付をいたしております。それで、事務室の方には2台から3台、特に事務室と職員室、保健室等に2台から3台を入れている程度でございますので、ほとんどの先生方は手持ちのパソコンで現在対応をしているところでございます。だからなおさら、この部分の保全につきましては、学校内部、また教育委員会を通じまして校長会でもこの取り扱いについては十分注意を現在行っているところでございます。

なお、このことについて、ちょうど昨年、7市の担当課長会がございまして、これがテーマになっています。そこで、ほかの6市につきましてもこの取り扱いについては、鹿島市のような状況でまだ支給がされておられません。だから、今後この辺についてどうしていくかということが、特に市の財政含めて検討が必要になってくるかというふうにも思います。

それから、学校のホームページの開設についてということでございますけれども、このホームページについては特に個人の情報が漏れないようにということで、特に写真等については小さな部分で集合写真等を載せるぐらいにとどめておりますし、あとは著作権の問題がございまして、その辺にも配慮をしているところでございます。

それから、緊急連絡網の作成時における氏名、住所、電話番号の情報掲載ということでございます。これは緊急時でございますので、各学校、以前はそれぞれ各学級単位で作られておりましたけれども、現在はそういう個人情報の問題がありまして、6校については作成をされていないということであります。それから、学級役員のための配付をしている学校は2校、それから次の連絡先だけを表示しているというふうな学校が1校ございます。それで問題は、じゃあ緊急のときどういう連絡網をとるのかという部分がございまして、この点に

つきましては、地区のPTAの皆さん方と御協力をしながら各地区単位での対応を現在とっているところでございます。

以上、お尋ね部分をお知らせしておきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において打ち出されました農業の担い手育成についての考え方について、お答えいたします。

今回、基本計画に地域農業の担い手を明確にし、その担い手に対しまして支援を集中化、重点化するという政策の方向づけが盛り込まれました。まず、担い手を認定農業者と一定要件を満たす集落営農組織と位置づけられました。また、支援内容といたしましては、麦、大豆の生産者価格の相当部分を占めます麦作経営安定資金と大豆交付金を廃止し、19年度からは担い手を対象にいたしまして、品目横断政策ということで経営全体に与える収入変動の打撃を緩和する経営安定対策ということで行われるものでございます。経営全体で見るということですけれども、現時点では麦と大豆を想定してあるようです。

経営安定対策の詳細につきましては、議員が申されましたように対象となる水田経営の面積規模要件を認定農業者の場合、また集落営農組織の場合で幾らに設定するかなどは、ことしの秋までに結論が出されるということになっております。現在、認定農業者は141名でございますが、そのうち水田経営面積が4ヘクタール以上の方は18名でありますし、法人化計画のある集落営農組織というのは現在のところございません。このままでは農林水産省が進めます今回の担い手支援対策の対象者がほとんど皆無ということにもなりかねません。

市といたしましては、平成19年度以降導入予定であるこの経営安定対策に対応するため、認定農業者と集落営農組織の育成を県の指導をいただきまして、JAと関係機関と連携をとりながら進めていかなければなりません。推進母体といたしまして、この6月9日にはJAと市が一緒になりましてJA佐賀みどり鹿島地区集落営農実践協議会の発足に向けました準備会を開催したところでございます。

期限の点で大変厳しいわけですが、平成16年度から米政策関係の一環として既にスタートしています今の地域水田農業ビジョンが有効に働いておるかどうかが、こういったことをまず検証をやって、行政と関係団体が一体となってこの担い手育成推進に働きかけをしなければならぬと考えております。実際の推進に当たってですが、これは集落レベルで十分に話し合いを重ねていただくことが第一だと考えております。5年後、10年後を見据えて、だれがどのように水田営農をしていくのかビジョンを描いていただくために、手順とか時期、手法、目標などを明確にいたしました工程表をつくってやっていくということ、それから当然のことですが、一番大事なものは世話役、まとめ役の確保ではないかと考え

ております。

それから、本市の場合は平たん部から中山間地域まであるわけですが、特に、中山間地域等の不利条件の方がむしろ、それぞれの集落に合ったやり方での集落営農の必要性がこれから大きくなるのではないかと考えております。平成17年度からスタートいたしました第2期の中山間地域等直接支払制度の交付金を今まで以上に有効に活用していただきながら、今回の担い手対策と集落を構成していただいています小規模農家の営農継続、こういったことを前提とした話し合いが必要であると考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

2回目以降は一問一答でお願いしたいと思っておりますけれども、ただいまの1点目の介護保険についてでございます。

先ほど来言っておりますように、今度10月から居住費と食費の自己負担ということで、先ほど金額的に大体平均の利用料を介護1と介護5の場合を言っていただきましたけれども、やはり50千円から、60千円までいかないんですけれども、50千円、60千円という金額を今支払いをしているわけです。それが3万数千円の個人負担になりますと、やはり90千円から100千円近くの支払いということになります。

それで、ただいまの要介護1と要支援という方々には新しい新予防給付というのがこれから行われていくようになるわけですが、やっぱり介護をする人たちにとっては、要介護1であろうと2であろうと3であろうと5であろうと、家庭的には到底家の方では見られないから施設療養型にしろ、施設に預けて介護給付を受けながら介護を、その施設を利用していこうということで、家族も一生懸命やっているわけですね。ですから、新制度になって、国の方が給付は圧迫して、高齢社会になって、どんどんこの介護保険がパンクする状態であるからということで、こういう制度改革が行われておりますけれども、実際に施設を利用している人にとっては30千円、40千円という増というのは、なかなか家庭的にも負担になりかねない。また、要介護1と要支援の人たちは施設から外されるというふうな状態が起きてきます。それで、要介護1の方は予防給付になるということで、施設をそろそろ、施設の方からの話では、入居の対象にはなりませんよ、できるだけ予防給付の方を取り入れますからということで話が徐々にあっております。そんな中で、やはり家庭に戻して、見られる家庭はよろしいと思うんですけれども、やはりそういうところで家族的な家庭的な負担になってくるんじゃないかというふうなことも考えております。

それで30千円というのは本当にですね、今、国民年金をもらっている家庭が金額的に平均すると500千円から600千円ぐらいの金額だと思っております。それが一月に介護施設料を

払うのにぎりぎりぐらいの金額なんですね。一部では国民年金を受給されている家庭にとっては、10千円、20千円からの家族の負担ということになります。また、政管の厚生年金の方はちょっと額が高いようですので、その点はちょっと私もわかりかねますけれども、そういった中で、せつかく介護保険給付制度があつていろんなサービスを利用して施設に預けようという方々が、居住費と食費の増というだけで本当に困っているというふうな状態が続いております。

先ほど来、低所得者については過分な、そういう減額というのがあるということで、それはそれなりに安心をしておりますけれども、一般家庭の場合の今後のそういう対策について、私はやはり鹿島市に国の制度をそのまま持ってくるんじゃなくて、さっきからずっと経済的にも財政的にも圧迫しているというふうな状況の中でどこに一番目を置いていくのか、松尾議員の方からもそういうことを言われておりましたけれども、やはり福祉の面ではどの部分に目を向けていくのか、家庭の方で介護給付によっていろんなことが助けられていくというようなことでありますけれども、市独自のそういう給付制度というのももう一回見直していただいて、年間に100千円ぐらいだったですかね、そのくらいの支援があつているということでございますけれども、月に9千円ぐらいの程度ですね。それはほかの制度でそういうふうなことで支援をされているということですが、やはりそういった中で、こういう介護給付の鹿島市独特の、独自のことでもやっていただければなというふうに感じておりますので、その点をもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

井手保険健康課長。

○保険健康課長（井手讓二君）

2回目の質問にお答えいたします。3点ほどあつたかと思ひます。

まず利用料についてでございますが、この利用料につきましては、介護保険制度が創設された時点で、大体年金の受給額以内での利用料というような考えで新設されたわけございまして、先ほどの第1段階につきましてはほぼ25千円ぐらい、それから新第2段階につきましては37千円ということで、これまでより若干下がるということですね。それから新第3段階につきましては若干上がるということになりますが、午前中の松尾議員にもお答えいたしましたように、いろんな軽減措置がございますので、一部申請が必要なものもありますが、これらを利用しながら利用料の負担軽減をしていきたいと考えております。

それから、今回の改正で施設入所者が入所対象から外れることに対する不安視ということでも申されましたけど、今回の改正で経過措置といたしまして、平成18年4月1日の施行前に介護保険の3施設に入所していた者につきましては、施行日以降に新予防給付の対象となった場合におきましては、平成20年度末までの3年間は引き続き入所できるとされているところでございます。

それから、3点目の市の独自の制度をとということでございましたが、先ほど申し上げましたように、現在、市の独自の高齢者福祉事業ということで家族介護慰労金制度を設けておりますので、これが今後どうなるかわかりませんが、今度の改正の中でも家族に対する相談支援体制の強化等、いろんなサービス等も充実されると聞いておりますので、ここら辺を活用しながらやっていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

先ほど、要介護1の認定者の施設入所者数というのをお聞きしておりましたが、施設入所者は316人ということですね。それから、認定を受けていらっしゃる方が1,293人いらっしゃいます。こういうふうに認定を受けた方は、それぞれ施設に入所、あるいは在宅介護ということで、それぞれサービスを通所サービスにしても短期の入所サービスにしても、いろんな方法で介護保険の給付を受けられていると思います。今後、こういった方々が減るとは私は思いません。ふえていくということで、それで今度の法の改正によって、予防給付になっていくとしてありますが、やはりこういった中で家庭の介護者への負担というのが精神的にも経済的にも大きいのしかかっているということに対しては、私も今回の法の改正については不満を持っているところですので、先ほど市の制度として、いろんな相談をしたり、家庭の介護者についてはいろんな措置をしているということでございますので、そこらあたりをもっと深く、そういう方々に家庭の負担にならないような、いろいろ老老介護の問題で鹿島市でも以前に事件等も起きておりますので、そういったことにならないような介護者に対しての取り組みをもっと強化していただきたいと思っております。

時間がないので、介護についてはこの程度にとどめます。

次に、個人情報についてでございますが、今、テレビ等で盛んに言われておりますのは、この保護法ができはしましたけれども、住民基本台帳の閲覧による情報の流出が物すごいそうです。これは簡単に、閲覧による情報の流出というのは、想像もつかないほど簡単だそうでございますが、基本台帳の閲覧って、情報公開に基づく云々というようなことを私は先ほど質問いたしましたけれども、閲覧によるそういう情報の漏れ、これは今後条例の方で整備されて罰則規定等もできてくるということでございますが、ここらあたりの閲覧による情報の流出についてどのようなお考えを持っていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

住民基本台帳の閲覧に関する状況ということでございますが、いきなりの質問でございますので、ちょっと準備できない部分もございますが、まず現行の住民基本台帳の取り扱いで

ございますが、今、国の法律では住所、それから氏名、それから年齢、性別、この四つの個人情報については原則公開できるということになっております。それで、今申されますように、最近全国的にこれらの情報を悪用した事件等が発生をいたしております。それで、各自治体でもこの規制について必要が迫られておりますが、全国的な動きといたしましては各自治体で条例を定めて施行に入っているところもございます。

それで佐賀県内の状況を申し上げますと、佐賀市はことしの5月から条例化をいたされております。それから、武雄市と唐津市につきましては、ことしの6月議案に上程をして7月から施行という形で準備がなされております。そういった状況でございますが、鹿島市につきましては、県内の7市の担当課長会でも協議をいたしまして、全国的な連合組織がございますので、そこで国に対して基準の一本化を、法改正を含めてつくっていただくことで要望いたしております。それから、さきの九州市長会におきましてもこの問題が提起をされておりますので、その中でも全国の市長会に要望を出すということで確認がなされております。

そういったことで鹿島市においても住民基本台帳の閲覧につきましては、特に一番問題になっているのはダイレクトメール業者、それから訪問販売、そういった部類の業者からの大量閲覧というのが非常に問題になるわけでございますが、鹿島市の現在の状況といたしましては、確かに閲覧そのものは申請があっておりますが、何千件に及ぶ大量的な閲覧の実態は発生をいたしておりません。それから、それをどうやってチェックをいたすかということで、閲覧の申請に応じて誓約書をとったり、あるいは閲覧の方法につきましては、あくまでも手書きが基本ということで閲覧に対応いたしておりますので、手書きされた書面をコピーでとって内容を確認すると、こういったことで現在対応いたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

初めての答弁で、完璧にありがとうございました。

私、保護法でございましたので、これは関連をいたしておりますので、この中には詳しくは言っておりませんでしたけれども、きちんとしたお答えをいただきましたので、ありがとうございました。

住民基本台帳からの閲覧によるそういうふうな情報の流出ということについては、これから鹿島市においてはきちんとした対応をやっていくということでございますので、その中で対応していただきたいと思っております。

また、私が懸念するところは、やはり鹿島市、この市内ではたくさんの情報があるわけですね、それはきちんとした保護法によって管理をされておりますけれども、その中でやはり

個人個人の皆さんが持っているデータというのがあると思うんですね。これはパソコンの中にも入力をされていない、どこにでも書いていない、頭の中のノートに入力された情報というのがあると思います。これをどこで、いろいろなことを言うつもりはありませんけれども、これは守秘義務として職員の皆さん方がきちとした態度で、きちとした対応の中でそれをやっていただくとは思っておりますけれども、ややもすればひよんなことから、こういうことがあった、ああいうことがあったということが漏れないとも限らないと思いますが、その点については、しっかりとした庁内でのそういう約束事、それから決まり事、守秘義務というのをしっかり守っていただきたいということも強く要望をいたします。

今、病院関係、医療施設では、名前すら、名札もつけない、それから患者さんと呼ぶのに番号制になっています。名前を呼ばない、それから病室に何々様が入室というふうな名札をするときには個人の了解が要るというようなことで、どこにだれがどういう病気が入っているのか、入院しているのかというようなことも、個人対病院側との了解がなければできないというふうなことでございます。

情報がたくさんありますこの庁内でございますので、その点については守秘義務ということとは絶対に守っていただいて、これから罰則規定等も強化をされると思いますので、そのあたりの見きわめをきちんとしていただきたいということを要望をいたします。その点について答弁をいただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

山口議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

個人情報の保護につきましては、こういった法律があろうとなかろうと、当然守るべきところは守らなければならないということは基本でございます。そういうことで、現在、例えば、鹿島市にどのような個人情報の取り扱いの事務があるのかどうかということを各課で作成していただくようお願いをしております。結局、これは従来どおり今までやっていたというような中で個人情報が漏れてしまうおそれもあるわけですね。ですから、今後は今までやっていたからこの情報を流してしまったと、そういうことでは通用しませんので、まず全庁的にそれぞれの職員が現在自分たちは市役所内でどのような個人情報に関する事務を取り扱っているかというようなことを認識していただくための一つの方策でありますけれども、まずこれを出していただいて、これについてちょうできょうからですけれども、その内容についてヒアリングを実施しているというところでございます。

そういう中で、今後は、これをもってしてもまた守れないということも出てきたら困りますけれども、そういったことに対処するため、先ほど言いましたように、今までの罰則規定が地方公務員法から、今後は刑法の適用等ができるということになっておりますので、そう

いったことの充実、それからまた、当然モラルの向上についても徹底していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

よくよく注意をして、全庁的にそういうふうな対策をとっていかれると思いますけれども、やっぱりこういう言葉を使ったらいけないかと思いますが、職権の乱用というか、そういうことによってという場合もないとも限らないと思います。これも私、職員の皆さん方を信じておりますので、そういうことは絶対ないと思いますけれども、さらに庁内でそういったことをしっかりと守っていただいて、個人情報の保護には努めていただきたいと思いますと思っております。

それから、学校の先生方のパソコンの持ち込みについて、今現在、小学校と中学校では60数台の、小学校で22台、中学校で44台のパソコンしかないということで、ほとんどの先生方が私物のパソコンを持ち込まれているということでございます。この間、学校に侵入して学校の成績か何かをパソコンで見たというふうな事件も起きておりますので、学校内のパソコンのハードディスクに個人情報を入れる場合、こういう場合のアクセス制御や暗号化といったような安全管理措置を施すというようなことはなされているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋教育次長。

○教育次長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、学校の先生方のパソコンについては支給がなされておられませんので、個人のパソコンを現在使っております。それで、先ほど言いますように、これの一つの防御としては、個人のパソコンですので、個人のものをほかの人が見られないようにという形でのパスワードは先生が責任を持って管理しているということになります。それから、これを学校内のLANにつなぐことはありませんので、打ち出しの部分の印刷機にはかけるとは思いますが、そういうつながりは現在使っておりません。

それで、あとこのデータ等について、特に年度末はハードディスクなんかに入れますので、これについて、特に異動かなんかするときは消去をするという義務づけは必ずやっております。こういうのが当然必要になってくるとは思いますし、また打ち出した資料についても各学校、シュレッダーを用意していますので、ここで細かく切り刻むというふうな配慮を今やっていますし、先ほど議員申されますように、それぞれの職員、また病院のモラルが問われる

中でございます。だから、この辺の指導については、教育委員会としても校長会を通じて再三指導を行っているところでございます。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

個人情報については以上で終わりますが、それぞれ担当課によってはいろんな施策があると思いますので、保護法について、きちっとしたことをやっていただきたいと思います。

農業施策について、集団営農と認定者農業について先ほど質問をいたしました。

それで、先ほども申されましたように、今現在で認定農業者数が141名、それから4ヘクタール以上が18名ということで、なかなか面積として集団営農をやるところが少ないという、面積的には鹿島市の場合は中山間地も多いということで、こういう集落営農をすることが少ないというようなことをおっしゃっておりました。

今回の改正というのは、集落営農経営体を組織し、担い手として認められた場合とそうでない場合の農業収入というのが物すごく違ってくるというような事例もあります。これはどうしてかといいますと、つまり担い手として認められた人にしか交付金や助成金が来ないかもしれないというような、来ないかもしれないじゃなくて来ないというような政策になっております。

こういう事例があります。例えば、A集落の経営体があったら、これは集落営農経営体を組織した場合と組織しないで個人で経営をやった場合というようなことで、私はこのデータをいただいておりますけれども、農家戸数を25戸を一つの経営体として農地面積を20ヘクタールとします。作付状況としては、米を14ヘクタール、大豆を6ヘクタール、小麦を20ヘクタール、これだけを生産しますと大体総収入が22,000千円ほどになります。この1経営体ですね。その中に、先ほどからありますように、麦作の経営安定資金というのが17年度で60キロで6,650円だったと思います。それから、大豆の交付金が60キロで8,020円ですね。それから、産地づくり交付金というのが、麦・大豆品質向上対策費を含む上限が反当で3,780千円ということでありますので、これらの補助金を合わせますと13,450千円、大体収入の4割は助成金で賄われるということでありまして、これが米政策の担い手として認められないと助成金が3分の1、今まで4割近くの助成金が3分の1、あるいは半減する、あるいは全くなくなるというふうな心配が出てくるということでございます。

そうなりますと、先ほど申されましたように、鹿島市の場合は4ヘクタールの経営農家というのがそんなに多くはないということでありまして。だから、集落営農をするのになかなか難しいというふうなことを言われておりますけれども、そうなりますと、鹿島市の場合は集落営農をどのように持っていかれるのか、交付金も何も来ないようなばらの個人での経営をまたされようとしているのかですね。この担い手として認められた担い手しか認められない

ということであれば、そのあたりをもう一度、どういうふうな方向に持っていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

そして、そうなりますと、今十分な面積がないというところと、それから面積は十分にあっても参加する後継者がいないとか、兼業農家等の扱い方にも問題が出てくると思うんですね。この点についてお尋ねをいたします。これが多分最後になると思いますので。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

先ほど議員がある集落ということでシミュレーションをしていただいて、現在、今交付金が入っている状況での総収入、そして今回の制度によります、もし該当しなかった場合の減収ということで金額を申されましたけれども、私の方では、平成16年度に、対象品目が大豆と麦でございますので、それぞれ16年度麦が 607ヘクタール、大豆が 241ヘクタールの作付面積となっておりますから、これに現在16年産で交付金ですね、これの試算をいたしますと、麦、大豆で 370,000千円の交付金が支給をされておると。そして、それが実際の麦、大豆の相場価格といいますか、それに上乘せをされて生産者の手取りになっているということになっております。

そこで、もし今の補てんする形で支払っています補助金がなくなりますと、麦も大豆も生産者手取り価格が生産経費を下回るということになるわけです。ですから、つくればつくるほど損をすると、損失が生じるということになります。

最後に申されましたけれども、そこで今言われている担い手というのをどういうふうに考えているかということですが、鹿島市の場合では、平たん、山ろく、山間がございませけれども、平たん部におきましては、国が考えています今回の担い手、営農集落ということには現在要件が該当しませんが、地域改良組合というのが圃場整備がなされたところを中心にかなり多うございます。かなりのカバー率で機械利用組合組織がございませので、平たん部におきましては機械利用組合をさらに上に目標を上げていただいて、どういうふうな集落のビジョンを描いていただくか、そこがポイントになろうかと思っております。

それから、6月9日の立ち上げ会のときにも出ておったんですけども、むしろ中山間でですね、山手の方が今回の制度に該当するところがあるだろうかということで話が我々の中からは出てまいりました。これは難しいだろうというふうなことでありますけれども、よくよく考えてみますと、むしろ山ろく、山間ですね、やっぱり高齢者率でありますとか、それから過疎といいますか、そのまましますとやっぱりだれも農業をする人がいないと、いなくなるというふうなことが平たん部よりか考えられるわけでございます。そこで、特に山ろく、山間については現実考えたら無理だろうということからじゃなくて、そのままであれば、むしろ

ろ交付金も来なければ損をするということであれば、今所有をされている機械の更新等ですね、これをさて次にするときにはしないままで、営農をストップすると。そうすると、離農になると。そうすると、集落全体が荒廃化が進んでまいり、イノシシ対策とかそういうふうな有害鳥獣、そういったいろんなことに発展するんじゃないかなろうかと思っておりますので、全集落を対象にした集落営農組織づくりの推進をこれからやってまいりますので、そこらあたりのきっちりしたシミュレーション、それぞれのシミュレーション、パターンを考えながら、集落、代表役員さんの方々とJAと一緒に、これから推進を図っていくと、そういうことになる予定であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

御答弁ありがとうございました。私は、そこだと思いますね。今やはりなぜ集落営農なのかというのをしっかりと本市でも意識をして、農家の方々にも意識をさせていただいて、それから6月9日にJAとの協議会を立ち上げられたということでございますので、こういういろんな団体との話し合いを密に持っていただいて、県ともですね、一層の、なぜ集落営農なのかということに対しての意識づけをやっていただきたいと思います。

今後の鹿島市の農業頑張れといったところでございますので、どうぞその点では農家の皆さんが大きな期待をしてありますので、そこら辺の御指導をいただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

以上で6番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明15日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

午後4時16分 散会